

第3章 旅客運賃・料金

第1節 通則

(旅客運賃・料金の種類)

第65条 旅客運賃・料金（第12節に規定する特殊料金を除く。）の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 旅客運賃

イ 普通旅客運賃

ロ 定期旅客運賃 { 通勤定期旅客運賃
通学定期旅客運賃
特別車両定期旅客運賃

ハ 普通回数旅客運賃

ニ 団体旅客運賃

ホ 貸切旅客運賃

(2) 急行料金 { 特別急行料金 { 指定席特急料金
立席特急料金
自由席特急料金
特定特急料金
普通急行料金

(3) 特別車両料金 { 特別車両料金(A)
特別車両料金(B)

(4) 寝台料金 { A寝台料金
B寝台料金

(5) コンパートメント料金

(6) 座席指定料金

(旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金のあわせ収受)

第66条 第140条に定める鉄道駅バリアフリー料金は、当該乗車にかかる旅客運賃（前条第1号ロに定める通学定期旅客運賃を除く。）とあわせ収受することとし、鉄道駅バリアフリー料金のみでは取り扱わない。

(旅客運賃・料金計算上の経路等)

第67条 旅客運賃・料金は、旅客の実際乗車する経路及び発着の順序によつて計算する。

(旅客運賃・料金計算上の営業キロ等の計算方)

第68条 営業キロ又は擬制キロを使用して旅客運賃を計算する場合は、別に定める場合を除いて、次の各号により営業キロ又は擬制キロを通算して計算する。

(1) 営業キロ又は擬制キロは、同一方向に連続する場合に限り、これを通算する。

(2) 当社と通過連絡運輸を行う鉄道・軌道・航路又は自動車線が中間に介在する場合、これを通じ

て連絡乗車券を発売するときは、前後の旅客会社の区間の営業キロ又は擬制キロを通算する。

2 前項の規定は、運賃計算キロを使用して幹線と地方交通線を連続して乗車するときの旅客運賃を計算する場合に準用する。

3 第1項の規定は、営業キロを使用して料金を計算する場合に準用する。

4 前各項の規定により、旅客運賃・料金を計算する場合で次の各号の1に該当するときは、当該各号に定めるところによつて計算する。

(1) 計算経路が環状線1周となる場合は、環状線1周となる駅の前後の区間の営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを打ち切つて計算する。

(2) 計算経路の一部若しくは全部が復乗となる場合は、折返しとなる駅の前後の区間の営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを打ち切つて計算する。

(3) 新下関・博多間の新幹線の一部又は全部と同区間の山陽本線及び鹿児島本線の一部又は全部とを相互に直接乗り継ぐ場合は、次により計算する。

イ 山陽本線中新下関・門司間及び鹿児島本線中門司・小倉間の一部又は全部（同区間と同区間以外の区間をまたがる場合を含む。）と山陽本線（新幹線）中新下関・小倉間（同区間と同区間以外の区間をまたがる場合を含む。）とを新下関又は小倉で相互に直接乗り継ぐ場合は、新下関又は小倉で営業キロ又は運賃計算キロを打ち切つて計算する。

ロ 鹿児島本線中小倉・博多間の一部又は全部（同区間と同区間以外の区間をまたがる場合を含む。）と鹿児島本線（新幹線）中小倉・博多間（同区間と同区間以外の区間をまたがる場合を含む。）とを小倉又は博多で相互に直接乗り継ぐ場合は、小倉又は博多で営業キロ又は運賃計算キロを打ち切つて計算する。

（注）東海道本線中金山・名古屋間と中央本線中金山・名古屋間とは同一の線路である。

（特定区間における旅客運賃・料金計算の営業キロ又は運賃計算キロ）

第69条 第67条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区間の普通旅客運賃・料金は、その旅客運賃・料金計算経路が当該各号末尾のかつこ内の両線路にまたがる場合を除いて、○印の経路の営業キロ（第9号については運賃計算キロ。ただし、岩国・櫛ヶ浜間相互発着の場合にあつては営業キロ）によつて計算する。この場合、各号の区間内については、経路の指定を行わない。

(1) 大沼以遠（新函館北斗方面）の各駅と、森以遠（石倉方面）の各駅との相互間

東森駅經由函館本線
○大沼公園駅經由函館本線

(2) 日暮里以遠（鶯谷又は三河島方面）の各駅と、赤羽以遠（川口、北赤羽又は十条方面）の各駅との相互間

尾久經由東北本線
○王子經由東北本線

(3) 赤羽以遠（尾久、東十条又は十条方面）の各駅と、大宮以遠（土呂、宮原又は日進方面）の各駅との相互間

戸田公園・与野本町經由東北本線
○川口・浦和經由東北本線

(4) 品川以遠（東京、高輪ゲートウェイ又は大崎方面）の各駅と、鶴見以遠（新子安、国道又は羽沢横浜国大方面）の各駅との相互間

西大井經由東海道本線
○大井町經由東海道本線

(5) 東京以遠（品川、有楽町又は神田方面）の各駅と、蘇我以遠（鎌取又は浜野方面）の各駅との相互間

京葉線
○総武本線・外房線

(6) 山科以遠（京都方面）の各駅と、近江塩津以遠（新疋田方面）の各駅との相互間

東海道本線・北陸本線
○湖西線

(7) 大阪以遠（塚本又は新大阪方面）の各駅と、天王寺以遠（東部市場前又は美章園方面）の各駅との相互間

福島經由大阪環状線
○天満經由大阪環状線

(8) 三原以遠（糸崎方面）の各駅と、海田市以遠（向洋方面）の各駅との相互間

呉線
○山陽本線

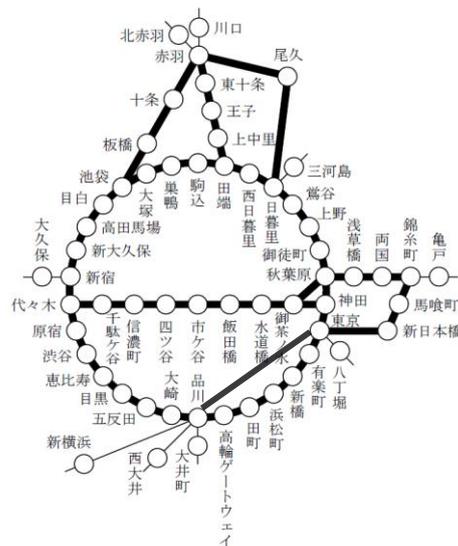
(9) 岩国以遠（和木方面）の各駅と、櫛ヶ浜以遠（徳山方面）の各駅との相互間

山陽本線
○岩徳線

2 前項本文の規定は、同項第1号から第5号までに規定する区間に対する定期旅客運賃の計算及び経路の指定について準用する。

3 新岩国以遠（広島方面）の各駅と、徳山以遠（新南陽又は櫛ヶ浜方面）の各駅との相互間（新幹線經由のものに限る。）における新岩国・徳山間の普通旅客運賃・料金は、第67条の規定にかかわらず、岩徳線岩国・櫛ヶ浜間及び山陽本線櫛ヶ浜・徳山間の経路の営業キロ（普通旅客運賃については、運賃計算キロ）によって計算する。

第70条 第67条の規定にかかわらず、旅客が次に掲げる図の太線区間を通過する場合の普通旅客運賃・料金は、太線区間内の最も短い営業キロによって計算する。この場合、太線区間内は、経路の指定を行わない。



(注) 東海道本線(新幹線)中東京・品川間は太線区間に含まない。

2 前条第1項第5号に掲げるいずれかの経路を経由し、かつ、前項に掲げる図の太線区間を通過して、蘇我以遠(鎌取又は浜野方面)の各駅と、大久保以遠(東中野方面)、三河島以遠(南千住方面)、川口以遠(西川口方面)又は北赤羽以遠(浮間舟渡方面)の各駅との相互間を乗車する場合の普通旅客運賃・料金は、第67条及び前条第1項第5号の規定にかかわらず、外房線中蘇我・千葉間、総武本線中千葉・錦糸町間及び前項に掲げる図の太線区間内の最も短い経路の営業キロによって計算する。この場合、太線区間内は、経路の指定を行わない。

3 東海道本線(新幹線)中東京・品川間を経由し、かつ、第1項に掲げる図の太線区間を通過して、品川以遠(新横浜、大井町又は西大井方面)の各駅と大久保以遠(東中野方面)、北赤羽以遠(浮間舟渡方面)、川口以遠(西川口方面)、三河島以遠(南千住方面)又は亀戸以遠(平井方面)の各駅との相互間を乗車する場合の普通旅客運賃・料金は、東京・新宿間、東京・赤羽間、東京・日暮里間又は東京・錦糸町間の最も短い営業キロによって計算する。この場合、太線区間内は、経路の指定を行わない。

4 第1項の規定にかかわらず、東海道本線(新幹線)中東京・品川間を経由し、かつ、第1項に掲げる図の太線区間を通過して、京葉線中八丁堀・千葉みなと間の各駅と大久保以遠(東中野方面)、北赤羽以遠(浮間舟渡方面)、川口以遠(西川口方面)、三河島以遠(南千住方面)又は亀戸以遠(平井方面)の各駅との相互間を乗車する場合の普通旅客運賃・料金は、太線区間内の旅客の実際に乗車する経路の営業キロによって計算する。ただし、本項に基づき普通旅客運賃・料金を計算する場合であっても、前条第1項第2号及び次条第1項第1号の規定を適用する。

(注) 東京駅において普通旅客運賃の計算経路が環状線1周となる経路で乗車する場合は、第26条ただし書の規定により、東京駅の前後の区間に対してそれぞれ乗車券を発売する。

(特定列車に対する旅客運賃及び料金の計算経路の特例)

第70条の2 次の各号に掲げる場合で、当該各号の末尾のかつこ内の上段の区間を乗車するときは、第67条の規定にかかわらず、○印の経路の営業キロによって急行料金及び特別車両料金を計算する。

(1) 赤羽以遠(川口方面)の各駅と池袋以遠(目白方面)の各駅との相互間を、東北本線及び山手線経由で直通運転する列車に乗車するとき

〔東北本線及び山手線〕
○赤羽線

(2) 代々木以遠(新宿方面)の各駅と錦糸町以遠(亀戸方面)の各駅との相互間を、山手線、東海道本線及び総武本線経由で直通運転する急行列車に乗車するとき

〔山手線、東海道本線中品川・東京間及び総武本線中東京・錦糸町間〕
○中央本線及び総武本線御茶ノ水・錦糸町間

(3) 岡谷以遠(下諏訪方面)の各駅と塩尻以遠(洗馬又は広丘方面)の各駅との相互間を中央本線(辰野経由)で直通運転する急行列車に乗車するとき

〔中央本線(辰野経由)〕
○中央本線(みどり湖経由)

(4) 尼崎以遠(塚本方面)の各駅と和田山以遠(養父方面)の各駅との相互間を、山陽本線、播但線及び山陰本線経由で直通運転する急行列車に乗車するとき

〔山陽本線、播但線及び山陰本線〕

○東海道本線、福知山線及び山陰本線

- (5) 赤羽以遠（川口又は北赤羽方面）の各駅と品川駅との相互間及び、品川以遠（大井町又は西大井方面）の各駅と赤羽駅との相互間を、東北本線及び山手線経由で直通運転する列車に乗車するとき

〔 東北本線及び山手線 〕
〔 ○東北本線及び東海道本線 〕

- 2 前項各号に掲げる列車で当該各号の末尾のかつこ内の上段の区間に乗車する場合、その区間内において途中下車しない限り、第67条の規定にかかわらず、○印の経路の営業キロによつて旅客運賃を計算することがある。このとき、乗車券の券面の経路は、旅客運賃の計算の経路を表示する。

（営業キロを定めていない区間の旅客運賃・料金の計算方）

第71条 営業キロを定めていない区間について旅客運賃・料金を計算する場合は、次の各号による。

- (1) 駅と駅との中間に旅客の乗降を認めるときは、その乗降場の外方にある駅発又は着の営業キロによる。ただし、別に定める場合は、その乗降場の内方にある駅発又は着の営業キロによる。
- (2) 車内において乗車券類の発売その他の取扱いをする場合で、その取扱区間の起点又は終点が当該列車の停車駅と停車駅との中間にあるときは、その外方にある停車駅を起点又は終点とした営業キロによる。

- 2 前項の規定は、幹線と地方交通線を連続して乗車するときの旅客運賃を計算する場合に準用する。

第72条 削除

（旅客の区分及びその旅客運賃・料金）

第73条 旅客運賃、急行料金又は座席指定料金は、次に掲げる年齢別の旅客の区分によつて、この規則の定めるところにより、その旅客運賃・料金を収受する。

大人 12才以上の者

小児 6才以上12才未満の者

幼児 1才以上6才未満の者

乳児 1才未満の者

- 2 前項の規定による幼児又は乳児であつても、次の各号の1に該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃・料金を収受する。

- (1) 幼児が幼児だけで旅行するとき。
- (2) 幼児が、乗車券を所持する6才以上の旅客（団体旅客を除く。）に2人を超えて随伴されて旅行するとき。ただし、2人を超えた者だけ小児とみなす。
- (3) 幼児が、団体旅客として旅行するとき又は団体旅客に随伴されて旅行するとき。
- (4) 幼児又は乳児が、指定を行う座席又は寝台を幼児又は乳児だけで使用して旅行するとき。
- (5) 幼児又は乳児が、第140条の2の規定により当社が確保した座席を使用して旅行するとき。

- 3 前項第4号の場合の座席又は寝台の使用区間の起点又は終点が当該列車の停車駅と停車駅の中間となる場合は、第71条第1項第2号の規定を準用する。

- 4 第2項の場合の外、幼児又は乳児に対しては、旅客運賃・料金を収受しない。

- 5 特別車両料金、寝台料金及びコンパートメント料金は、旅客の年齢によつて区別しない。

(小児の旅客運賃・料金)

第74条 小児の普通旅客運賃、定期旅客運賃、急行料金又は座席指定料金は、次条に規定する場合を除いて、大人の普通旅客運賃、定期旅客運賃、急行料金又は座席指定料金をそれぞれ折半し、10円未満のは数を切り捨てて10円単位とした額（以下この方法を「は数整理」という。）する。

- 2 前項の規定にかかわらず、東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別急行券（第57条第7項の規定により発売するものを含む。）に対する小児の特別急行料金は、東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する大人の特別急行料金をそれぞれ折半し、は数整理した額を合計した額とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別急行券（第57条第2項第1号及び同条第8項の規定により発売するものを含む。）に対する小児の特別急行料金は、東京・新青森間及び新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する大人の特別急行料金をそれぞれ折半し、は数整理した額を合計した額とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ收受する場合の小児の運賃及び鉄道駅バリアフリー料金は、合算により計算することとし、その合算額を折半し、は数整理した額とする。

(割引の旅客運賃・料金)

第74条の2 割引の旅客運賃・料金は、別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃・料金（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ收受する場合はその合算額。以下この条において同じ。）又は小児の無割引の旅客運賃・料金から割引額（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ收受する場合は、その合算額により計算する。以下この条において同じ。）を差し引いて、は数整理した額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別急行券（第57条第7項の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別急行料金は、東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する大人の無割引の特別急行料金又は小児の無割引の特別急行料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別車両券（第58条第7項の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別車両料金は、東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別急行券（第57条第2項第1号及び第8項の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別急行料金は、東京・新青森間及び新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する大人の無割引の特別急行料金又は小児の無割引の特別急行料金か

らそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。

- 5 第1項の規定にかかわらず、東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別車両券（第58条第2項第1号の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別車両料金は、東京・新青森間及び新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・敦賀間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別車両券（第58条第2項第1号の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別車両料金は、東京・上越妙高間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。
- 7 第1項の規定にかかわらず、第58条第11項の規定により新幹線と新幹線以外の線区とを通じて1枚の特別車両券を発売する場合の割引の特別車両料金は、新幹線及び新幹線以外の線区の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。

（臨時割引等）

第74条の3 第22条の2の規定による割引の個人旅行用乗車券類又は特殊割引の団体乗車券を発売する場合の旅客運賃及び料金の割引率並びに第43条第2項の規定による特殊取扱の団体乗車券を発売する場合の団体旅客運賃及び料金の割引率その他の取扱方は、別に定める。

（特別急行列車の個室又は区画を占有使用する場合は旅客運賃・料金）

第74条の4 新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認める場合は、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分について、次の各号（特別車両以外の個室については第1号及び第2号）に定める額を収受する。

- (1) 個室乗車区間に対する無割引の大人普通旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額）の半額（10円未満のは数がある場合は、は数整理した額）
- (2) 個室乗車区間に対する無割引の大人特別急行料金の半額（10円未満のは数がある場合は、は数整理した額）
- (3) 個室乗車区間に対する無割引の特別車両料金

- 2 前項の規定は、第57条第1項第1号イの(ハ)及び第58条第9項に規定する個室を占有使用して乗車する場合に準用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、新幹線以外の線区の特別急行列車（トランスイート四季島号、36ぷらす3号、かんぱち号及びいちろく号を除く。）の特別車両の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する旅客運賃及び特別急行料金を収受するほか、当該個室に適用する1室当りの特別車両料金を収受する。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃及び特別急行料

金については、次の各号により取り扱うものとする。

- (1) 幼児の旅客運賃及び特別急行料金は、第73条第2項第2号の規定を適用し、同条同項第4号の規定を適用しない。
 - (2) 乳児の旅客運賃及び特別急行料金は、第73条第2項第4号の規定を適用しない。
- 4 前項の場合であつて、四国旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の特別車両の設備定員が8人の個室を、設備定員に満たない人員の旅客が占有使用して乗車することを申し出たときは、当該旅客が2人以上の場合に限つてこれを認めるものとする。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児を含めることにより2人に達するときは、第73条第4項の規定にかかわらず、当該幼児又は乳児について小児の旅客運賃・料金を収受する。
 - 5 第1項の規定にかかわらず、西日本旅客鉄道会社線内に運転する新幹線の特別急行列車の設備定員が4人の個室（特別車両以外の個室に限る。）を、設備定員に満たない人員の旅客が占有使用して乗車することを申し出た場合は、当該旅客が3人のときに限つて認めるものとし、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受する。
 - 6 第2項の規定にかかわらず、西日本旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車（TWILIGHT EXPRESS 瑞風号を除く。）の設備定員が3人又は4人の個室（寝台個室を除く。）を、設備定員に満たない人員の旅客が占有使用して乗車することを申し出た場合は、設備定員が4人の個室にあつては当該旅客が3人のときに限つて、設備定員が3人の個室にあつては当該旅客が2人のときに限つて認めるものとし、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受する。
 - 7 特別急行列車の4人用の区画を、設備定員に満たない人員の旅客が占有使用して乗車することを申し出た場合は、当該旅客が3人のときに限つて認めることとし、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受する。
 - 8 第5項から前項までの規定により設備定員に満たない人員の旅客が個室又は区画を占有使用することを認める場合であつて、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児を実際乗車人員に含むときは、第73条第4項の規定にかかわらず、当該幼児又は乳児について小児の旅客運賃・料金を収受する。

（急行列車の設備定員が複数の寝台個室を使用する場合の旅客運賃・料金）

第74条の5 第60条第2項の規定により設備定員が複数の寝台個室を使用するときは、実際乗車人員に対する旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。）を収受するほか、寝台個室乗車区間に対する設備定員分の無割引の大人急行料金及び寝台料金を収受する。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃については、次の各号により取り扱うものとする。

- (1) 幼児の旅客運賃については、第73条第2項第2号の規定を適用し、同条同項第4号の規定を適用しない。
- (2) 乳児の旅客運賃については、第73条第2項第4号の規定を適用しない。

（補助寝台を使用する場合の急行料金）

第74条の6 補助寝台は、寝台個室の設備定員分の寝台と同時使用を条件として、1室1葉で発売することとし、補助寝台を使用する場合の急行料金については、前条の規定にかかわらず、第73

条に規定する旅客の年齢区分により収受する。ただし、2人用の寝台個室を3名で使用する場合は、3名分のうち2名分は旅客の年齢区分にかかわらず、大人の急行料金とする。

(コンパートメント個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金)

第74条の7 特別急行列車の設備定員が複数のコンパートメント個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分については、個室乗車区間に対する無割引のコンパートメント料金を収受する。

(旅客運賃・料金の概算収受)

第75条 車内において旅客運賃・料金を収受する場合は、旅客運賃・料金の概算額を収受することがある。
2 前項の規定によつて収受した概算額は、前途の駅において旅客の申出によつて精算する。

(旅客運賃・料金割引の重複適用の禁止)

第76条 旅客は、旅客運賃・料金について2以上の割引条件に該当する場合であつても、同一の乗車券類について、重複して旅客運賃・料金の割引を請求することができない。

第2節 普通旅客運賃

(幹線内相互発着の大人普通旅客運賃)

第77条 幹線内相互発着となる場合の大人普通旅客運賃は、次の各号により計算した額を合計した額とする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。

(1) 発着区間の営業キロを次の営業キロに従つて区分し、これに各その営業キロに対する賃率を乗じた額を合計した額。この場合、発着区間の営業キロが100キロメートル以下のときは、10円未満のは数を10円単位に切り上げた額とし、100キロメートルを超えるときは、50円未満のは数を切り捨てて、又は50円以上のは数を切り上げてそれぞれ100円単位とした額とする。

300キロメートル以下の営業キロ (第1地帯) 1キロメートルにつき 16円20銭

300キロメートルを超え、600キロメートル以下の営業キロ (第2地帯) 1キロメートルにつき 12円85銭

600キロメートルを超える営業キロ (第3地帯) 1キロメートルにつき 7円05銭

(2) 前号の規定により計算した額に100分の10を乗じ、10円未満のは数を円位において四捨五入して10円単位とした額

2 前項の規定によるほか、幹線内相互発着の大人普通旅客運賃は、次の各号に定める営業キロのものを適用する。

(1) 11キロメートルから50キロメートルまで

11キロメートルから5キロメートルごとに区分し、11キロメートルから15キロメートルまでは13キロメートルとし、16キロメートル以上は、これに1区分を増すごとに5キロメートルを加えた営業キロとする。

(2) 51キロメートルから100キロメートルまで

51キロメートルから10キロメートルごとに区分し、51キロメートルから60キロメートルまでは55キロメートルとし、61キロメートル以上は、これに1区分を増すごとに10キロメートルを加えた営業キロとする。

(3) 101キロメートルから600キロメートルまで

101キロメートルから20キロメートルごとに区分し、101キロメートルから120キロメートルまでは110キロメートルとし、121キロメートル以上は、これに1区分を増すごとに20キロメートルを加えた営業キロとする。

(4) 601キロメートル以上

601キロメートルから40キロメートルごとに区分し、601キロメートルから640キロメートルまでは620キロメートルとし、641キロメートル以上は、これに1区分を増すごとに40キロメートルを加えた営業キロとする。

(北海道旅客鉄道会社内の幹線内相互発着の大人普通旅客運賃)

第77条の2 北海道旅客鉄道会社内の幹線内相互発着となる場合の大人普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 営業キロが11キロメートルから100キロメートルまでの場合

営業キロの区間	大人普通旅客運賃
15キロメートルまで	360円
15キロメートルを超え、25キロメートルまで	5キロメートルまでを増すごとに110円加算
25キロメートルを超え、35キロメートルまで	680円
30キロメートルを超え、35キロメートルまで	800円
35キロメートルを超え、45キロメートルまで	5キロメートルまでを増すごとに120円加算
45キロメートルを超え、50キロメートルまで	1,210円
50キロメートルを超え、60キロメートルまで	1,380円
60キロメートルを超え、70キロメートルまで	1,590円
70キロメートルを超え、80キロメートルまで	1,800円
80キロメートルを超え、90キロメートルまで	2,020円
90キロメートルを超え、100キロメートルまで	2,240円

(2) 営業キロが100キロメートルを超える場合

発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、各その営業キロに対する賃率により、第77条第1項並びに同条第2項第3号及び第4号の規定を適用して計算した額とする。

200キロメートル以下の営業キロ	(第1地帯)	1キロメートルにつき 21円16銭
200キロメートルを超え、 300キロメートル以下の営業キロ	(第2地帯)	1キロメートルにつき 16円36銭
300キロメートルを超え、 600キロメートル以下の営業キロ	(第3地帯)	1キロメートルにつき 12円83銭
600キロメートルを超える営業キロ	(第4地帯)	1キロメートルにつき 7円05銭

2 前項の規定にかかわらず、別表第2号イに定める営業キロの区間の大人普通旅客運賃について

は、同表に定めるところにより特定の額とする。

(東日本旅客鉄道会社内の幹線内相互発着の大人普通旅客運賃)

第77条の3 東日本旅客鉄道会社内の幹線内相互発着となる場合の大人普通旅客運賃は、次の各号により計算した額を合計した額とする。

- (1) 発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、これに各その営業キロに対する賃率を乗じた額を合計した額。この場合、発着区間の営業キロが100キロメートル以下のときは、10円未満のは数を10円単位に切り上げた額とし、100キロメートルを超えるときは、50円未満のは数を切り捨て、又は50円以上のは数を切り上げてそれぞれ100円単位とした額とする。

300キロメートル以下の営業キロ	(第1地帯)	1キロメートルにつき 16円96銭
300キロメートルを超え、600キロメートル以下の営業キロ	(第2地帯)	1キロメートルにつき 13円45銭
600キロメートルを超える営業キロ	(第3地帯)	1キロメートルにつき 7円05銭

- (2) 前号の規定により計算した額に100分の10を乗じ10円未満のは数を円位において切り上げて10円単位とした額

- 2 前項の規定によるほか、幹線内相互発着の大人普通旅客運賃は、第77条第2項の規定による営業キロのものを適用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、別表第2号イの2に定める営業キロの区間の大人普通旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

(四国旅客鉄道会社内の幹線内相互発着の大人普通旅客運賃)

第77条の4 四国旅客鉄道会社内の幹線内相互発着となる場合の大人普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 営業キロが11キロメートルから100キロメートルまでの場合

営業キロの区間	大人普通旅客運賃
15キロメートルまで	330円
15キロメートルを超え、30キロメートルまで	5キロメートルまでを 増すごとに100円加算
30キロメートルを超え、35キロメートルまで	740円
35キロメートルを超え、40キロメートルまで	850円
40キロメートルを超え、45キロメートルまで	980円
45キロメートルを超え、50キロメートルまで	1,080円
50キロメートルを超え、60キロメートルまで	1,240円
60キロメートルを超え、70キロメートルまで	1,430円
70キロメートルを超え、80キロメートルまで	1,640円
80キロメートルを超え、90キロメートルまで	1,830円
90キロメートルを超え、100キロメートルまで	2,010円

(2) 営業キロが100キロメートルを超える場合

発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、各その営業キロに対する賃率により、第77条第1項並びに同条第2項第3号及び第4号の規定を適用して計算した額とする。

200キロメートル以下の営業キロ	(第1地帯)	1キロメートルにつき 19円20銭
200キロメートルを超え、 300キロメートル以下の営業キロ	(第2地帯)	1キロメートルにつき 16円20銭
300キロメートルを超え、 600キロメートル以下の営業キロ	(第3地帯)	1キロメートルにつき 12円85銭
600キロメートルを超える営業キロ	(第4地帯)	1キロメートルにつき 7円05銭

(九州旅客鉄道会社内の幹線内相互発着の大人普通旅客運賃)

第77条の5 九州旅客鉄道会社内の幹線内相互発着となる場合の大人普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 営業キロが11キロメートルから100キロメートルまでの場合

営業キロの区間	大人普通旅客運賃
15キロメートルまで	340円
15キロメートルを超え、25キロメートルまで	5キロメートルまでを増すごとに110円加算
25キロメートルを超え、35キロメートルまで	5キロメートルまでを増すごとに100円加算
35キロメートルを超え、40キロメートルまで	870円
40キロメートルを超え、45キロメートルまで	990円
45キロメートルを超え、50キロメートルまで	1,090円
50キロメートルを超え、70キロメートルまで	10キロメートルまでを増すごとに210円加算
70キロメートルを超え、80キロメートルまで	1,730円
80キロメートルを超え、 100キロメートルまで	10キロメートルまでを増すごとに 200円加算

(2) 営業キロが100キロメートルを超える場合

発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、各その営業キロに対する賃率により、第77条第1項並びに同条第2項第3号及び第4号の規定を適用して計算した額とする。

300キロメートル以下の営業キロ	(第1地帯)	1キロメートルにつき 19円75銭
300キロメートルを超え、 600キロメートル以下の営業キロ	(第2地帯)	1キロメートルにつき 12円85銭
600キロメートルを超える営業キロ	(第3地帯)	1キロメートルにつき 7円05銭

2 前項第2号の規定にかかわらず、別表第2号イの3に定める営業キロの区間の大人普通旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

(地方交通線内相互発着の大人普通旅客運賃)

第77条の6 地方交通線内相互発着となる場合の大人普通旅客運賃は、発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、これに各その営業キロに対する賃率により、第77条第1項の規定を適用し

て計算した額とする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。

273 キロメートル以下の営業キロ	(第1地帯)	1 キロメートルにつき 17 円 80 銭
273 キロメートルを超え、 546 キロメートル以下の営業キロ	(第2地帯)	1 キロメートルにつき 14 円 10 銭
546 キロメートルを超える営業キロ	(第3地帯)	1 キロメートルにつき 7 円 70 銭

2 前項の規定によるほか、地方交通線内相互発着となる場合の大人普通旅客運賃は、別表第2号イの4に定める営業キロの区間別に各その中央の営業キロのものを適用する。

3 第1項本文の規定にかかわらず、地方交通線内相互発着となる場合の大人普通旅客運賃のうち、次に定める営業キロの区間の大人普通旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。

営業キロの区間	大人普通旅客運賃
11kmから15kmまで	240円
16kmから20kmまで	330円
21kmから23kmまで	420円
24kmから28kmまで	510円
33kmから37kmまで	680円
42kmから46kmまで	860円
47kmから55kmまで	990円
56kmから64kmまで	1,170円
65kmから73kmまで	1,340円
74kmから82kmまで	1,520円
83kmから91kmまで	1,690円
101kmから110kmまで	1,980円
292kmから310kmまで	5,720円

(北海道旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人普通旅客運賃)

第77条の7 北海道旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 営業キロが11キロメートルから100キロメートルまでの場合

営業キロの区間	大人普通旅客運賃
15キロメートルまで	360円
15キロメートルを超え、20キロメートルまで	470円
20キロメートルを超え、23キロメートルまで	580円
23キロメートルを超え、28キロメートルまで	680円
28キロメートルを超え、32キロメートルまで	800円
32キロメートルを超え、37キロメートルまで	920円
37キロメートルを超え、41キロメートルまで	1,040円
41キロメートルを超え、46キロメートルまで	1,210円
46キロメートルを超え、55キロメートルまで	1,380円
55キロメートルを超え、64キロメートルまで	1,590円

64キロメートルを超え、73キロメートルまで	1,800円
73キロメートルを超え、82キロメートルまで	2,020円
82キロメートルを超え、91キロメートルまで	2,240円
91キロメートルを超え、100キロメートルまで	2,480円

(2) 営業キロが100キロメートルを超える場合

発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、各その営業キロに対する賃率により、第77条第1項及び前条第2項の規定を適用して計算した額とする。

182キロメートル以下の営業キロ	(第1地帯)	1キロメートルにつき 23円11銭
182キロメートルを超え、 273キロメートル以下の営業キロ	(第2地帯)	1キロメートルにつき 18円35銭
273キロメートルを超え、 546キロメートル以下の営業キロ	(第3地帯)	1キロメートルにつき 14円02銭
546キロメートルを超える営業キロ	(第4地帯)	1キロメートルにつき 7円72銭

2 前項の規定にかかわらず、別表第2号イの5に定める営業キロの区間の大人普通旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

(東日本旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人普通旅客運賃)

第77条の8 東日本旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人普通旅客運賃は、発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、各その営業キロに対する賃率により、第77条の3第1項及び第77条の6第2項の規定を適用して計算した額とする。

273キロメートル以下の営業キロ	(第1地帯)	1キロメートルにつき 18円66銭
273キロメートルを超え、546キロメ ートル以下の営業キロ	(第2地帯)	1キロメートルにつき 14円80銭
546キロメートルを超える営業キロ	(第3地帯)	1キロメートルにつき 7円70銭

2 前項の規定にかかわらず、別表第2号イの6に定める営業キロの区間の大人普通旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

(四国旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人普通旅客運賃)

第77条の9 四国旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人普通旅客運賃は、発着区間の擬制キロにより、第77条の4に規定した額を適用する。

(九州旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人普通旅客運賃)

第77条の10 九州旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人普通旅客運賃は、発着区間の擬制キロにより、第77条の5に規定した額を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、地方交通線内相互発着となる場合の大人普通旅客運賃のうち、次に定める擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間の大人普通旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。

擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間	大人普通旅客運賃
擬制キロ11km	320円
擬制キロ16km	360円

擬制キロが17kmで営業キロが15km	360円
擬制キロ21km	470円
擬制キロ22km	470円
擬制キロが26kmで営業キロが23km	580円
擬制キロが31kmで営業キロが28km	700円
擬制キロが36kmで営業キロが32km	840円
擬制キロが41kmで営業キロが37km	940円
擬制キロが46kmで営業キロが41km	1,070円
擬制キロが51kmで営業キロが46km	1,170円
擬制キロが61kmで営業キロが55km	1,380円
擬制キロが71kmで営業キロが64km	1,610円
擬制キロが81kmで営業キロが73km	1,730円
擬制キロが91kmで営業キロが82km	1,950円
擬制キロが101kmで営業キロが91km	2,130円
擬制キロ121km	2,670円
擬制キロが141kmで営業キロが128km	3,150円
擬制キロが161kmで営業キロが146km	3,580円
擬制キロが181kmで営業キロが164km	4,120円

(電車特定区間内の大人普通旅客運賃)

第78条 次項に規定する電車特定区間内相互発着の場合の大人普通旅客運賃は、第77条の規定にかかわらず、次に定める賃率によつて、同条の規定を適用して計算した額とする。

300キロメートル以下の営業キロ (第1地帯) 1キロメートルにつき
15円50銭

300キロメートルを超え、600キロメートル以下の営業キロ (第2地帯) 1キロメートルにつき
12円30銭

2 電車特定区間の範囲は、次のとおりとする。

東海道本線中野洲・神戸間、湖西線中山科・堅田間、おおさか東線、大阪環状線、桜島線、JR東西線、福知山線中尼崎・新三田間、山陽本線中神戸・網干間、山陰本線中京都・亀岡間、関西本線中奈良・JR難波間、奈良線中城陽・京都間、片町線中松井山手・京橋間、阪和線及び関西空港線

(東京附近等の特定区間等における大人普通旅客運賃の特定)

第79条 第77条、第77条の3及び前条の規定にかかわらず、別表第2号イの7に掲げる東京附近、名古屋附近及び大阪附近における駅相互間の大人普通旅客運賃は、同表に定めるところにより特定の額を適用する。

2 第77条及び第81条の規定にかかわらず、第140条第1項第2号の規定により鉄道駅バリアフリー料金を収受する区間(以下「第140条第1項第2号規定区間」という。)内の駅相互間の普通旅客運賃(第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算

額。以下この条において同じ。)が、同一の発駅から同一の方向及び経路にある第140条第1項第2号規定区間外の駅までの普通旅客運賃と比較して、これよりも高額となる場合は、第140条第1項第2号規定区間外の駅までの普通旅客運賃のうち、最も低廉な額をもって、当該区間の普通旅客運賃とする。

第79条の2 第77条の規定にかかわらず、東海道本線（新幹線）東京・品川間の大人普通旅客運賃は、170円とする。

（新幹線の並行区間等における大人普通旅客運賃の特定）

第80条 次の各号に掲げる新幹線の区間相互間を乗車する場合又はこれらの区間と新幹線以外の線区を連続して乗車する場合で、その発着となる駅のいずれもが第78条第2項に規定する電車特定区間内の駅若しくは新神戸駅であるときの大人普通旅客運賃は、第77条の規定にかかわらず、第78条第1項の規定により計算した額又は第84条第2号に規定する額とする。ただし、当該区間が、第79条に規定する特定額を適用する区間であるときは、その特定額を適用するものとする。この場合、京都・新神戸相互間については、京都・神戸間の特定額とする。

- (1) 京 都・新大阪間
- (2) 京 都・新神戸間
- (3) 京 都・西明石間
- (4) 京 都・姫 路間
- (5) 新大阪・新神戸間
- (6) 新大阪・西明石間
- (7) 新大阪・姫 路間
- (8) 新神戸・西明石間
- (9) 新神戸・姫 路間
- (10) 西明石・姫 路間

2 前項の規定によるほか、新幹線と新幹線以外の区間を連続して乗車する場合で次の各号の左欄の区間の大人普通旅客運賃については、第79条に規定する右欄の区間の特定額を適用するものとする。

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 千 里 丘・新神戸間 | 千 里 丘・神 戸間 |
| (2) 岸 辺・新神戸間 | 岸 辺・神 戸間 |
| (3) 吹 田・新神戸間 | 吹 田・神 戸間 |
| (4) 茨 木・新神戸間 | 茨 木・神 戸間 |
| (5) J R総持寺・新神戸間 | J R総持寺・神 戸間 |
| (6) 摂津富田・新神戸間 | 摂津富田・神 戸間 |
| (7) 高 槻・新神戸間 | 高 槻・神 戸間 |
| (8) 山 崎・新神戸間 | 山 崎・神 戸間 |
| (9) 長 岡 京・新神戸間 | 長 岡 京・神 戸間 |
| (10) 向 日 町・新神戸間 | 向 日 町・神 戸間 |
| (11) 桂 川・新神戸間 | 桂 川・神 戸間 |
| (12) 西 大 路・新神戸間 | 西 大 路・神 戸間 |

(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人普通旅客運賃)

第81条 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロに基づき、第77条の規定を準用して計算した額とする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。

(北海道旅客鉄道会社内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人普通旅客運賃)

第81条の2 北海道旅客鉄道会社内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロに基づき、第77条の2の規定を準用して計算した額とする。

(東日本旅客鉄道会社内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人普通旅客運賃)

第81条の3 東日本旅客鉄道会社内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロに基づき、第77条の3の規定を準用して計算した額とする。

(四国旅客鉄道会社内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人普通旅客運賃)

第81条の4 四国旅客鉄道会社内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロにより、第77条の4に規定した額を適用する。

(九州旅客鉄道会社内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人普通旅客運賃)

第81条の5 九州旅客鉄道会社内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロにより、第77条の5に規定した額を適用する。

第82条 削除

第83条 削除

(営業キロが10キロメートルまでの普通旅客運賃)

第84条 営業キロが10キロメートルまでの普通旅客運賃は、別に定める場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着となる場合を除く。

(1) 幹線内相互発着の場合（電車特定区間内相互発着の場合を除く。）

イ 営業キロが3キロメートル以下の場合

大人 150円

小児 70円

ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合

大人 190円

小児 80円

ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合

大人 200円

小児 80円

(2) 電車特定区間内相互発着の場合

イ 営業キロが3キロメートル以下の場合

大人 140円

ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合

大人 170円

ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合

大人 190円

(3) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

イ 営業キロが3キロメートル以下の場合

大人 150円

小児 70円

ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合

大人 190円

小児 90円

ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合

大人 210円

小児 100円

(注) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の営業キロが10キロメートルまでの普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロを使用しないで、営業キロを適用して得た額とする。

(北海道旅客鉄道会社線内の営業キロが10キロメートルまでの普通旅客運賃)

第84条の2 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の営業キロが10キロメートルまでの普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 幹線内相互発着の場合

イ 営業キロが3キロメートル以下の場合

大人 210円

小児 100円

ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合

大人 270円

小児 130円

ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合

大人 310円

小児 150円

(2) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

イ 営業キロが3キロメートル以下の場合

大人 210円

小児 100円

ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合

大人 270円

小児 130円

ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合

大人 320円

大人 160円

(注) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の営業キロが10キロメートルまでの普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロを使用しないで、営業キロを適用して得た額とする。

(東日本旅客鉄道会社線内の営業キロが10キロメートルまでの普通旅客運賃)

第84条の3 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の営業キロが10キロメートルまでの普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 幹線内相互発着の場合

イ 営業キロが3キロメートル以下の場合

大人 160円

小児 80円

ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合

大人 200円

小児 100円

ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合

大人 210円

小児 100円

(2) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

イ 営業キロが3キロメートル以下の場合

大人 160円

小児 80円

ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合

大人 200円

小児 100円

ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合

大人 220円

小児 100円

(注) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の営業キロが10キロメートルまでの普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロを使用しないで営業キロを適用して得た額とする。

(四国旅客鉄道会社線内の営業キロが10キロメートルまでの普通旅客運賃)

第84条の4 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の営業キロが10キロメートルまでの普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 幹線内相互発着の場合

イ 営業キロが3キロメートル以下の場合

大人 190円

小児 90円

ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合

大人 240円

小児 120円

ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合

大人 280円

小児 140円

(2) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

地方交通線内相互発着の場合は擬制キロにより、幹線と地方交通線を連続して乗車する場合は運賃計算キロにより、前号に規定した額を適用する。

(九州旅客鉄道会社線内の営業キロが10キロメートルまでの普通旅客運賃)

第84条の5 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の営業キロが10キロメートルまでの普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 幹線内相互発着の場合

イ 営業キロが3キロメートル以下の場合

大人 200円

小児 100円

ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合

大人 240円

小児 120円

ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合

大人 270円

小児 130円

(2) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

地方交通線内相互発着の場合は擬制キロにより、幹線と地方交通線を連続して乗車する場合は運賃計算キロにより、前号に規定した額を適用する。ただし、次に定める擬制キロ又は運賃計算キロ及び営業キロの区間については、次のとおり特定の額とする。

イ 擬制キロ又は運賃計算キロが4キロメートルで営業キロが3キロメートルの場合

大人 210円

小児 100円

ロ 擬制キロが11キロメートルの場合及び運賃計算キロが11キロメートルで営業キロが10キロメートルの場合

大人 320円

小児 160円

(他の旅客鉄道会社線を連続して乗車する場合の大人普通旅客運賃)

第85条 次の各号に掲げる旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合で、他の旅客鉄道会社線を連続して乗車するときの大人普通旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第77条、第77条の6若しくは第81条の規定により計算した額又は第84条に規定する額に、次により当該旅客鉄道会社線ごとに計算した額（以下「普通旅客運賃の加算額」という。）を合計した額とする。

(1) 北海道旅客鉄道会社線

北海道旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して次により計算した額

イ 幹線相互を乗車する場合

第77条の2の規定により計算した額から第77条の規定により計算した額を差し引いた額

ロ 地方交通線相互を乗車する場合

第77条の7の規定により計算した額から第77条の6の規定により計算した額を差し引いた額

ハ 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第81条の2の規定により計算した額から第81条の規定により計算した額を差し引いた額

(2) 東日本旅客鉄道会社線

東日本旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して次により計算した額。

イ 幹線相互を乗車する場合

(イ) (ロ)以外の場合

第77条の3の規定により計算した額から第77条の規定により計算した額を差し引いた額

(ロ) 営業キロが10キロメートルまでの場合

第84条の3第1号に規定する額から第84条第1号に規定する額を差し引いた額

ロ 地方交通線相互を乗車する場合

(イ) (ロ)以外の場合

第77条の8の規定により計算した額から第77条の6の規定により計算した額を差し引いた額

(ロ) 営業キロが10キロメートルまでの場合

第84条の3第2号に規定する額から第84条第3号に規定する額を差し引いた額

ハ 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

(イ) (ロ)以外の場合

第81条の3の規定により計算した額から第81条の規定により計算した額を差し引いた額

(ロ) 営業キロが10キロメートルまでの場合

前ロの(ロ)の規定により計算した額

(3) 四国旅客鉄道会社線

四国旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して次により計算した額

イ 幹線相互を乗車する場合

第77条の4規定により計算した額から第77条の規定により計算した額を差し引いた額

ロ 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第81条の4の規定により計算した額から第81条の規定により計算した額を差し引いた額

(4) 九州旅客鉄道会社線

九州旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して次により計算した額

イ 幹線相互を乗車する場合

第77条の5の規定により計算した額から第77条の規定により計算した額を差し引いた額

ロ 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第81条の5の規定により計算した額から第81条の規定により計算した額を差し引いた額

ハ 営業キロが10キロメートルまでの場合（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合は、運賃計算キロが10キロメートルまでの場合に限る。）

第84条の5第1号に規定する額から第84条第1号に規定する額を差し引いた額

ただし、幹線と地方交通線を連続して乗車する場合は、第84条の5第2号前段に規定する額から運賃計算キロにより第84条第1号に規定する額を差し引いた額とする。

2 前項各号に定める旅客鉄道会社線ごとの普通旅客運賃の加算額を計算する場合で、同一の当該旅客鉄道会社線の区間の中間に他の旅客鉄道会社線の区間又は当社と通過連絡運輸を行う鉄道・軌道・航路若しくは自動車線の区間が介在する場合の普通旅客運賃の加算額は、当該旅客鉄道会社線ごとにその前後の区間を通算した営業キロ又は運賃計算キロにより計算した額とする。

（加算普通旅客運賃の適用区間及び額）

第85条の2 大人加算普通旅客運賃の適用区間及び額は、次の各号に定めるとおりとする。

- | | |
|-------------------|------|
| (1) 南千歳・新千歳空港間 | 20円 |
| (2) 日根野・りんくうタウン間 | 160円 |
| (3) 日根野・関西空港間 | 220円 |
| (4) りんくうタウン・関西空港間 | 170円 |
| (5) 児島・宇多津間 | 110円 |
| (6) 田吉・宮崎空港間 | 130円 |

（加算普通旅客運賃適用区間にかかわる大人普通旅客運賃）

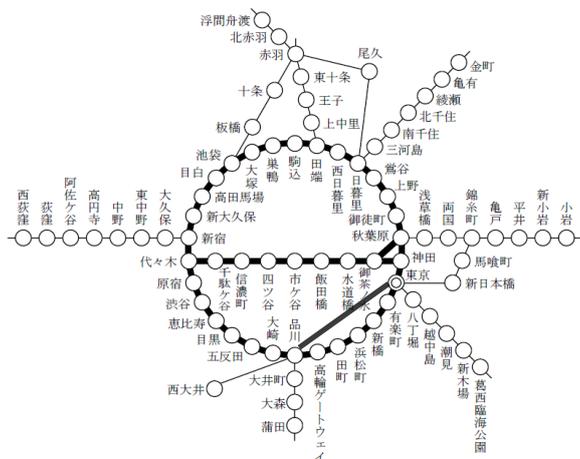
第85条の3 加算普通旅客運賃適用区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間を連続して乗車する場合の大人普通旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第77条、第77条の2、第77条の4、第78条、第80条、第81条、第81条の2、第81条の4、第81条の5、第84条、第84条の2、第84条の5及び第85条の規定により計算した額に大人加算普通旅客運賃を加えた額とする。ただし、第85条の2第3号に掲げる区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間を連続して乗車する場合は、同条第2号及び第4号の加算普通旅客運賃は適用しない。

（特定都区市内にある駅に関連する普通旅客運賃の計算方）

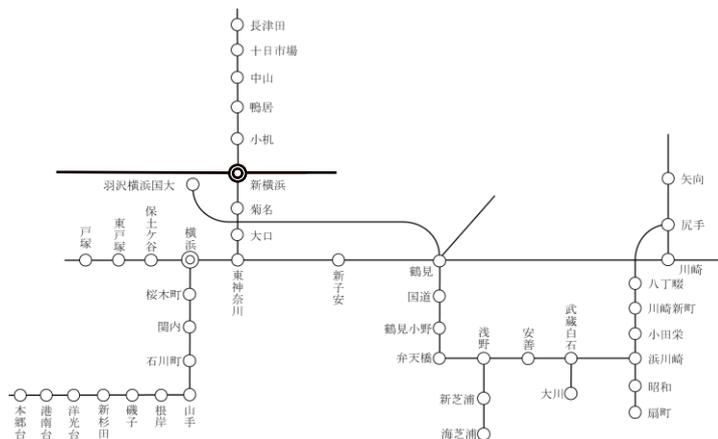
第86条 次の各号の図に掲げる東京都区内、横浜市内（川崎駅、尻手駅、八丁畷駅、川崎新町駅及び小田栄駅並びに鶴見線各駅を含む。）、名古屋市内、京都市内、大阪市内（南吹田駅、高井田中央駅、JR河内永和駅、JR俊徳道駅、JR長瀬駅及び衣摺加美北駅を含む。）、神戸市内（道場駅を除く。）、広島市内（海田市駅及び向洋駅を含む。）、北九州市内、福岡市内（姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除く。）、仙台市内又は札幌市内（以下これらを「特定都区市内」という。）にある駅と、当該各号に掲げる当該特定都区市内の◎印の駅（以下「中心駅」とい

う。) から営業キロが200キロメートルを超える区間内にある駅との相互間の普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによつて計算する。この場合、第2号にあつては、新横浜駅から東海道本線（新幹線）に乗り、又は新横浜駅まで東海道本線（新幹線）に乗りするときには中心駅を新横浜駅とし、それ以外のときは中心駅を横浜駅として普通旅客運賃を計算する。ただし、特定都区市内にある駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内の外を経て、再び同じ特定都区市内を通過するとき、又は特定都区市内にある駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内を通過して、その特定都区市内の外を経るときを除く。

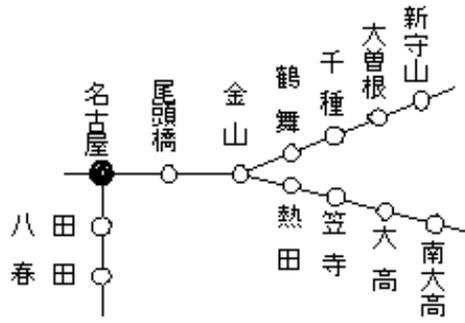
(1) 東京都区内



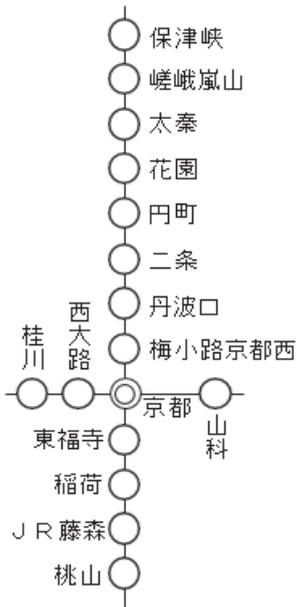
(2) 横浜市内



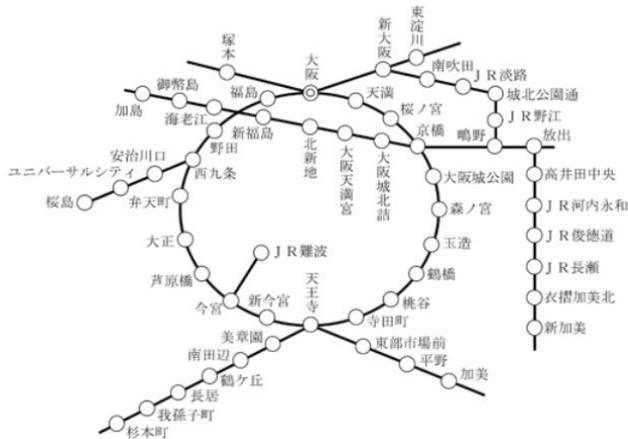
(3) 名古屋市内



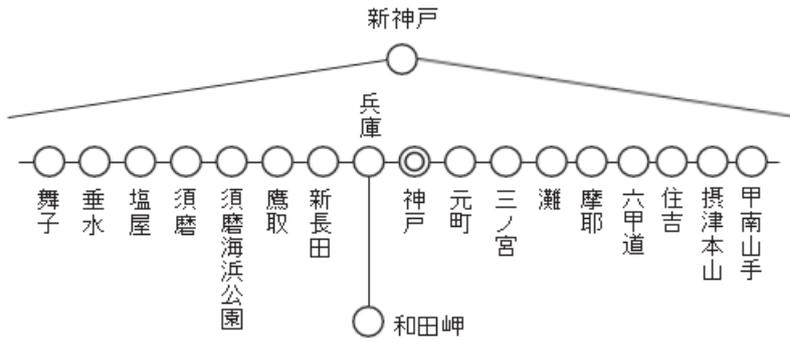
(4) 京都市内



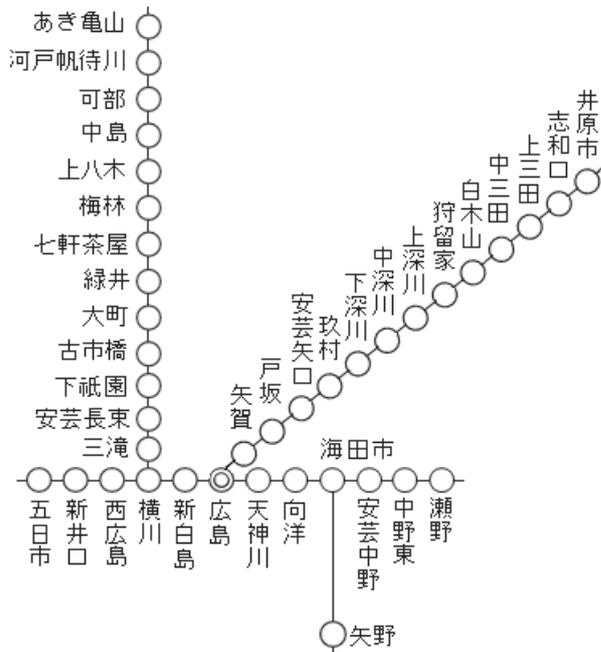
(5) 大阪市内



(6) 神戸市内



(7) 広島市内



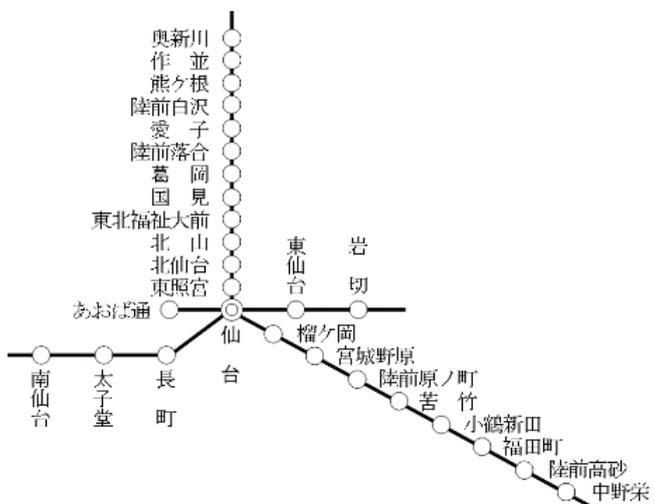
(8) 北九州市内



(9) 福岡市内



(10) 仙台市内



(11) 札幌市内



2 前項第1号の場合であつて、普通旅客運賃の計算経路に東京・品川間を含むときは、東京・品川間の旅客運賃計算経路を東海道本線として計算する。ただし、普通旅客運賃の計算経路に東海道本線（新幹線）中品川・新横浜間を含む場合であつて、品川駅を出口の駅として東京都区内の外に出るとき又は品川駅を入口の駅として東京都区内へ入るときは、東京・品川間の旅客運賃計算経路を東海道本線（新幹線）として計算する。

（東京山手線内にある駅に関連する普通旅客運賃の計算方）

第87条 前条第1項第1号に掲げる図中の太線区間（以下「東京山手線内」という。）にある駅と、中心駅から営業キロが100キロメートルを超え200キロメートル以下の区間内にある駅との相互間の普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによつて計算する。ただし、東京山手線内にある駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、東京山手線内の外を経て、再び東京山手線内を通過するとき、又は東京山手線内にある駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、東京山手線内を通過して、東京山手線内の外を経るときを除く。

2 前項の場合であつて、普通旅客運賃の計算経路に東京・品川間を含むときは、東京・品川間の旅客運賃計算経路を東海道本線として計算する。ただし、普通旅客運賃の計算経路に東海道本線（新幹線）中品川・新横浜間を含む場合であつて、品川駅を出口の駅として東京山手線内の外に出るとき又は品川駅を入口の駅として東京山手線内へ入るときは、東京・品川間の旅客運賃計算経路を東海道本線（新幹線）として計算する。

（新大阪駅又は大阪駅又は着となる普通旅客運賃の計算方）

第88条 新大阪駅又は大阪駅と姫路駅以遠（手柄山平和公園、京口又は播磨高岡方面）の各駅との相互間の普通旅客運賃は、姫路駅を経由する場合に限り、大阪駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによつて計算する。

（北新地駅発又は着となる普通旅客運賃の計算方）

第89条 北新地駅と尼崎以遠（立花又は塚口方面）の各駅との相互間の普通旅客運賃は、加島駅を経由する場合に限り、大阪駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロ（いずれも塚本駅を経由するものとする。）によつて計算する。ただし、第86条の規定により普通旅客運賃を計算する場合を除く。

第90条 削除

第91条 削除

（学生割引）

第92条 第28条の規定により学生又は生徒に対して割引普通乗車券を発売する場合は、大人普通旅客運賃の2割を割引する。

(被救護者割引)

第93条 第30条の規定により被救護者又はその付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、普通旅客運賃の5割を割引する。

第94条 削除

第3節 定期旅客運賃

(大人定期旅客運賃)

第95条 大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、第1号及び第2号にあつては、北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合、第3号にあつては、北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線、西日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。

(1) 大人通勤定期旅客運賃

イ 幹線内相互発着となる場合

別表第2号ロに定める額

ロ 地方交通線内相互発着となる場合

別表第2号ハに定める額

(2) 大人通学定期旅客運賃

イ 幹線内相互発着となる場合

別表第2号ニに定める額

ロ 地方交通線内相互発着となる場合

別表第2号ホに定める額

(3) 大人特別車両定期旅客運賃

別表第2号へに定める額

(北海道旅客鉄道会社線内の大人定期旅客運賃)

第95条の2 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大人通勤定期旅客運賃

イ 幹線内相互発着となる場合

別表第2号ロの2に定める額

ロ 地方交通線内相互発着となる場合

別表第2号ハの2に定める額。

(2) 大人通学定期旅客運賃

イ 幹線内相互発着となる場合

別表第2号ニの2に定める額

ロ 地方交通線内相互発着となる場合

別表第2号ホの2に定める額。

(東日本旅客鉄道会社線内の大人定期旅客運賃)

第95条の3 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大人通勤定期旅客運賃

イ 幹線内相互発着となる場合

別表第2号ロの3に定める額

ロ 地方交通線内相互発着となる場合

別表第2号ハの3に定める額

(2) 大人通学定期旅客運賃

第95条第2号に定める額

(3) 大人特別車両定期旅客運賃

別表第2号へに定める額に、第99条の2第1号第2号イの規定により計算した額を加算した額

(四国旅客鉄道会社線内の大人定期旅客運賃)

第95条の4 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大人通勤定期旅客運賃

イ 幹線内相互発着となる場合

別表第2号ロの4に定める額

ロ 地方交通線内相互発着となる場合

発着区間の擬制キロにより前イ(別表第2号ロの4)に定める定期旅客運賃を適用した額

ハ 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

発着区間の運賃計算キロにより前イ(別表第2号ロの4)に定める定期旅客運賃を適用した額

(2) 大人通学定期旅客運賃

イ 幹線内相互発着となる場合

別表第2号ニの6に定める額

ロ 地方交通線内相互発着となる場合

発着区間の擬制キロにより前イ(別表第2号ニの6)に定める定期旅客運賃を適用した額

ハ 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

発着区間の運賃計算キロにより前イ(別表第2号ニの6)に定める定期旅客運賃を適用した額

(九州旅客鉄道会社線内の大人定期旅客運賃)

第95条の5 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大人通勤定期旅客運賃

イ 幹線内相互発着となる場合

別表第2号ロの6に定める額

ロ 地方交通線内相互発着となる場合

発着区間の擬制キロにより前イ（別表第2号ロの6）に定める定期旅客運賃を適用した額
ただし、別表第2号ロの7に定める擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間の大人
通勤定期旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

ハ 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

発着区間の運賃計算キロにより前イ（別表第2号ロの6）に定める定期旅客運賃を適用した額
ただし、別表第2号ロの8に定める運賃計算キロ及び営業キロの区間の大人通勤定期旅客運
賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

(2) 大人通学定期旅客運賃

イ 幹線内相互発着となる場合

別表第2号ニの18に定める額

ロ 地方交通線内相互発着となる場合

発着区間の擬制キロにより前イ（別表第2号ニの18）に定める定期旅客運賃を適用した額
ただし、別表第2号ニの19に定める擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間の大人
通学定期旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

ハ 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

発着区間の運賃計算キロにより前イ（別表第2号ニの18）に定める定期旅客運賃を適用した額
ただし、別表第2号ニの20に定める運賃計算キロ及び営業キロの区間の大人通学定期旅客運
賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人定期旅客運賃）

第96条 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。

(1) 発着区間の営業キロが10キロメートルまでの場合

発着区間の営業キロに基づき、次の額とする。

イ 大人通勤定期旅客運賃

第95条第1号ロ（別表第2号ハ）の定期旅客運賃を適用した額

ロ 大人通学定期旅客運賃

第95条第2号ロ（別表第2号ホ）の定期旅客運賃を適用した額

(2) 発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合

発着区間の運賃計算キロに基づき、次の額とする。

イ 大人通勤定期旅客運賃

第95条第1号イ（別表第2号ロ）の定期旅客運賃を適用した額

ロ 大人通学定期旅客運賃

第95条第2号イ（別表第2号ニ）の定期旅客運賃を適用した額

(北海道旅客鉄道会社線内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人定期旅客運賃)

第96条の2 北海道旅客鉄道会社線内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 発着区間の営業キロが10キロメートルまでの場合
発着区間の営業キロに基づき、次の額とする。
 - イ 大人通勤定期旅客運賃
第95条の2第1号ロ(別表第2号ハの2)の定期旅客運賃を適用した額
 - ロ 大人通学定期旅客運賃
第95条の2第2号ロ(別表第2号ホの2)の定期旅客運賃を適用した額
- (2) 発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合
発着区間の運賃計算キロに基づき、次の額とする。
 - イ 大人通勤定期旅客運賃
第95条の2第1号イ(別表第2号ロの2)の定期旅客運賃を適用した額
 - ロ 大人通学定期旅客運賃
第95条の2第2号イ(別表第2号ニの2)の定期旅客運賃を適用した額

(東日本旅客鉄道会社線内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人定期旅客運賃)

第96条の3 東日本旅客鉄道会社線内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 発着区間の営業キロが10キロメートルまでの場合
発着区間の営業キロに基づき、次の額とする。
 - イ 大人通勤定期旅客運賃
第95条の3第1号ロ(別表第2号ハの3)の定期旅客運賃を適用した額
 - ロ 大人通学定期旅客運賃
第95条第2号ロ(別表第2号ホ)の定期旅客運賃を適用した額
- (2) 発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合
発着区間の運賃計算キロに基づき、次の額とする。
 - イ 大人通勤定期旅客運賃
第95条の3第1号イ(別表第2号ロの3)の定期旅客運賃を適用した額
 - ロ 大人通学定期旅客運賃
第95条第2号イ(別表第2号ニ)の定期旅客運賃を適用した額

(制限距離を超える場合の大人定期旅客運賃)

第97条 100キロメートルを超える区間の大人定期旅客運賃は、100キロメートル分の営業キロ又は擬制キロに対する定期旅客運賃と100キロメートルを超える営業キロ又は擬制キロに対する定期旅客運賃とを合計した額とする。

- 2 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人定期旅客運賃は、前項の規定を準用して計算した額とする。
- 3 前各項並びに第103条第1号及び第2号の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄

道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の中学校、高等学校生徒等に対する100キロメートルを超える区間の割引定期旅客運賃は、第104条に規定する100キロメートル分の営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロに対する割引の定期旅客運賃と100キロメートルを超える営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロに対する割引の定期旅客運賃とを合計した額とする。

ただし、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、第38条第1項第2号に規定する児童に対する割引定期旅客運賃は、本項前段の規定により全乗車区間に対して計算した第38条第1項第1号に規定する生徒に対する割引定期旅客運賃を折半し、は数整理した額とする。

- 4 前各項の規定によるほか、北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合で、他の旅客鉄道会社線を連続して乗車するときは、第99条の2の規定による。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、100キロメートルを超える大人特別車両定期旅客運賃は、100キロメートル分の営業キロ又は運賃計算キロに対する通勤定期旅客運賃と100キロメートルを超える営業キロ又は運賃計算キロに対する通勤定期旅客運賃とを合計した額に次の各号に掲げる額を加えた額とする。
 - (1) 有効期間が1箇月のものにあつては、44,000円
 - (2) 有効期間が3箇月のものにあつては、125,400円

第98条 削除

(幹線内相互発着等の大人定期旅客運賃の特定)

第99条 次の各号に定める区間の大人通勤定期旅客運賃及び大人通学定期旅客運賃は、第95条第1号イ及び第2号イの規定にかかわらず、次に定めるとおりとする。

- (1) 電車特定区間内相互発着の場合

イ 大人通勤定期旅客運賃

別表第2号ヨに定める額

ロ 大人通学定期旅客運賃

別表第2号タに定める額

- (2) 第79条の規定により大人普通旅客運賃の特定額を適用した区間の大人定期旅客運賃は、次に定める額を適用する。

イ 大人通勤定期旅客運賃の特定額

別表第2号レに定める額

ロ 大人通学定期旅客運賃の特定額

別表第2号レの2に定める額

- (3) 前号の規定にかかわらず、前号の特定額を適用する区間内の駅相互間の定期旅客運賃が、当該特定額適用区間の定期旅客運賃に比較して、これよりも高額となる場合は、当該特定額をもつてこの区間の定期旅客運賃とする。

- 2 第95条第1号イ及び第96条の規定にかかわらず、第140条第1項第2号規定区間内の駅相互間の大人通勤定期旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する

場合はその合算額。以下この条において同じ。)が、同一の発駅から同一の方向及び経路にある第140条第1項第2号規定区間外の駅までの大人通勤定期旅客運賃と比較して、これよりも高額となる場合は、第140条第1項第2号規定区間外の駅までの大人通勤定期旅客運賃のうち、最も低廉な額をもつて、この区間の大人通勤定期旅客運賃とする。

(他の旅客鉄道会社線を連続して乗車する場合の定期旅客運賃)

第99条の2 次の各号に掲げる旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合で、他の旅客鉄道会社線を連続して乗車するときの定期旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第95条、第96条若しくは第97条に規定した額又は第103条第1号若しくは第2号の規定により計算した額に、次により当該旅客鉄道会社線ごとに計算した額(以下「定期旅客運賃の加算額」という。)を合計した額とする。

(1) 北海道旅客鉄道会社線

北海道旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して、次により計算した額

イ 大人通勤定期旅客運賃の加算額

(イ) 幹線内相互発着となる場合

第95条の2第1号イに規定する額から第95条第1号イに規定する額を差し引いた額

(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合

第95条の2第1号ロに規定する額から第95条第1号ロに規定する額を差し引いた額

(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第96条の2第2号イに規定する額から第96条第2号イに規定する額を差し引いた額

ロ 削除

ハ 大人通学定期旅客運賃の加算額

(イ) 幹線内相互発着となる場合

第95条の2第2号イに規定する額から第95条第2号イに規定する額を差し引いた額

(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合

第95条の2第2号ロに規定する額から第95条第2号ロに規定する額を差し引いた額

(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第96条の2第2号ロに規定する額から第96条第2号ロに規定する額を差し引いた額

ニ 高校生等通学定期旅客運賃の加算額

(イ) 幹線内相互発着となる場合

第104条第3号イの(イ)に規定する額から第103条第2号の規定により計算した額を差し引いた額

(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合

第104条第3号イの(ロ)に規定する額から第103条第2号の規定により計算した額を差し引いた額

(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第104条第3号イの(ハ)に規定する額から第103条第2号の規定により計算した額を差し引いた額

ホ 中学生等通学定期旅客運賃の加算額

- (イ) 幹線内相互発着となる場合
第104条第1号イの(イ)に規定する額から第103条第1号の規定により計算した額を差し引いた額
 - (ロ) 地方交通線内相互発着となる場合
第104条第1号イの(ロ)に規定する額から第103条第1号の規定により計算した額を差し引いた額
 - (ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合
第104条第1号イの(ハ)に規定する額から第103条第1号の規定により計算した額を差し引いた額
- へ 小学生等通学定期旅客運賃の加算額
- (イ) 幹線内相互発着となる場合
第104条第2号イの(イ)に規定する額から第103条第1号の規定により計算した額を差し引いた額
 - (ロ) 地方交通線内相互発着となる場合
第104条第2号イの(ロ)に規定する額から第103条第1号の規定により計算した額を差し引いた額
 - (ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合
第104条第2号イの(ハ)に規定する額から第103条第1号の規定により計算した額を差し引いた額
- (2) 東日本旅客鉄道会社線
東日本旅客鉄道会社線の乗車区間に対して、次により計算した額
- イ 大人通勤定期旅客運賃の加算額
- (イ) 幹線内相互発着となる場合
第95条の3第1号イに規定する額から第95条第1号イに規定する額を差し引いた額
 - (ロ) 地方交通線内相互発着となる場合
第95条の3第1号ロに規定する額から第95条第1号ロに規定する額を差し引いた額
 - (ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合
 - a 発着区間の営業キロが10キロメートルまでの場合
第96条の3第1号イに規定する額から第96条第1号イに規定する額を差し引いた額
 - b 発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合
第96条の3第2号イに規定する額から第96条第2号イに規定する額を差し引いた額
- ロ 大人特別車両定期旅客運賃の加算額
前イの規定により計算した額
- (3) 四国旅客鉄道会社線
四国旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して、次により計算した額
- イ 大人通勤定期旅客運賃の加算額
- (イ) 幹線内相互発着となる場合
第95条の4第1号イに規定する額から第95条第1号イに規定する額を差し引いた額
 - (ロ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

- 第95条の4第1号ハに規定する額から第96条第2号イに規定する額を差し引いた額
- ロ 削除
- ハ 大人通学定期旅客運賃の加算額
- (イ) 幹線内相互発着となる場合
第95条の4第2号イに規定する額から第95条第2号イに規定する額を差し引いた額
- (ロ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合
第95条の4第2号ハに規定する額から第96条第2号ロに規定する額を差し引いた額
- ニ 高校生等通学定期旅客運賃の加算額
- (イ) 幹線内相互発着となる場合
第104条第3号ロの(イ)に規定する額から第103条第2号の規定により計算した額を差し引いた額
- (ロ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合
第104条第3号ロの(ロ)に規定する額から第103条第2号の規定により計算した額を差し引いた額
- ホ 中学生等通学定期旅客運賃の加算額
- (イ) 幹線内相互発着となる場合
第104条第1号ロの(イ)に規定する額から第103条第1号の規定により計算した額を差し引いた額
- (ロ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合
第104条第1号ロの(ロ)に規定する額から第103条第1号の規定により計算した額を差し引いた額
- ヘ 小学生等通学定期旅客運賃の加算額
- (イ) 幹線内相互発着となる場合
第104条第2号ロの(イ)に規定する額から第103条第1号の規定により計算した額を差し引いた額
- (ロ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合
第104条第2号ロの(ロ)に規定する額から第103条第1号の規定により計算した額を差し引いた額
- (4) 九州旅客鉄道会社線
九州旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して、次により計算した額
- イ 大人通勤定期旅客運賃の加算額
- (イ) 幹線内相互発着となる場合
第95条の5第1号イに規定する額から第95条第1号イに規定する額を差し引いた額
- (ロ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合
第95条の5第1号ハに規定する額から第96条第1号イ又は第2号イに規定する額を差し引いた額
- ただし、営業キロ及び運賃計算キロが10キロメートルまでの場合は、第95条の5第1号ハ前段に規定する額から運賃計算キロにより第95条第1号イに規定する額を差し引いた額とする。

ロ 削除

ハ 大人通学定期旅客運賃の加算額

(イ) 幹線内相互発着となる場合

第95条の5第2号イに規定する額から第95条第2号イに規定する額を差し引いた額

(ロ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第95条の5第2号ハに規定する額から第96条第1号ロ又は第2号ロに規定する額を差し引いた額

ただし、営業キロ及び運賃計算キロが10キロメートルまでの場合は、第95条の5第2号ハ前段に規定する額から運賃計算キロにより第95条第2号イに規定する額を差し引いた額とする。

ニ 高校生等通学定期旅客運賃の加算額

(イ) 幹線内相互発着となる場合

第104条第3号ハの(イ)に規定する額から第103条第2号の規定により計算した額を差し引いた額

(ロ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第104条第3号ハの(ロ)に規定する額から第103条第2号の規定により計算した額を差し引いた額

ただし、営業キロ及び運賃計算キロが10キロメートルまでの場合は、第104条第3号ハの(ロ)前段に規定する額から運賃計算キロにより第103条第2号の規定により計算した額を差し引いた額とする。

ホ 中学生等通学定期旅客運賃の加算額

(イ) 幹線内相互発着となる場合

第104条第1号ハの(イ)に規定する額から第103条第1号の規定により計算した額を差し引いた額

(ロ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第104条第1号ハの(ロ)に規定する額から第103条第1号の規定により計算した額を差し引いた額

ただし、営業キロ及び運賃計算キロが10キロメートルまでの場合は、第104条第1号ハの(ロ)前段に規定する額から運賃計算キロにより第103条第1号の規定により計算した額を差し引いた額とする。

ヘ 小学生等通学定期旅客運賃の加算額

(イ) 幹線内相互発着となる場合

第104条第2号ハの(イ)に規定する額から第103条第1号の規定により計算した額を差し引いた額

(ロ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第104条第2号ハの(ロ)に規定する額から第103条第1号の規定により計算した額を差し引いた額

ただし、営業キロ及び運賃計算キロが10キロメートルまでの場合は、第104条第2号ハの(ロ)前段に規定する額から運賃計算キロにより第103条第1号の規定により計算した額を差し引

いた額とする。

- 2 前項各号に定める旅客鉄道会社線ごとの定期旅客運賃の加算額を計算する場合で、同一の当該旅客鉄道会社線の区間の中間に他の旅客鉄道会社線の区間又は当社と通過連絡運輸を行う鉄道・軌道・航路若しくは自動車線の区間が介在する場合の定期旅客運賃の加算額は、当該旅客鉄道会社線ごとにその前後の区間を通算した営業キロ又は運賃計算キロにより計算した額とする。
- 3 第1項各号に定める旅客鉄道会社線内の乗車区間が100キロメートルを超える場合の定期旅客運賃の加算額は、第1項第1号から第4号までに規定する100キロメートルまでの定期旅客運賃の加算額と100キロメートルを超える営業キロ又は運賃計算キロによる定期旅客運賃の加算額とを合計した額とする。

(加算定期旅客運賃の適用区間及び額)

第99条の3 加算定期旅客運賃の適用区間及び額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 南千歳・新千歳空港間

種 類	1 箇月	3 箇月	6 箇月
大人加算通勤定期旅客運賃	660円	1,880円	3,180円
大人加算通学定期旅客運賃	380円	1,080円	2,040円
高校生等加算通学定期旅客運賃	340円	980円	1,860円
中学生等加算通学定期旅客運賃	270円	770円	1,450円
小学生等加算通学定期旅客運賃	130円	380円	720円

(2) 日根野・りんくうタウン間

種 類	1 箇月	3 箇月	6 箇月
大人加算通勤定期旅客運賃	4,690円	13,320円	22,440円
大人加算通学定期旅客運賃	2,880円	8,220円	15,560円

(3) 日根野・関西空港間

種 類	1 箇月	3 箇月	6 箇月
大人加算通勤定期旅客運賃	6,640円	18,900円	31,820円
大人加算通学定期旅客運賃	5,340円	15,190円	28,740円

(4) りんくうタウン・関西空港間

種 類	1 箇月	3 箇月	6 箇月
大人加算通勤定期旅客運賃	5,010円	14,250円	24,000円
大人加算通学定期旅客運賃	3,370円	9,640円	18,210円

(5) 児島・宇多津間

種 類	1 箇月	3 箇月	6 箇月
大人加算通勤定期旅客運賃	1,610円	4,600円	8,170円
大人加算通学定期旅客運賃	1,270円	3,650円	6,900円
高校生等加算通学定期旅客運賃	970円	2,740円	5,190円
中学生等加算通学定期旅客運賃	580円	1,620円	3,090円
小学生等加算通学定期旅客運賃	300円	800円	1,540円

(6) 田吉・宮崎空港間

種 類	1 箇月	3 箇月	6 箇月
大人加算通勤定期旅客運賃	3,840円	10,960円	18,680円
大人加算通学定期旅客運賃	2,240円	6,390円	12,080円
高校生等加算通学定期旅客運賃	2,040円	5,800円	10,980円
中学生等加算通学定期旅客運賃	1,610円	4,620円	8,760円

(加算定期旅客運賃適用区間にかかわる定期旅客運賃)

第99条の4 加算定期旅客運賃適用区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間を連続して乗車する場合の定期旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第95条、第95条の2、第95条の4、第95条の5、第96条、第96条の2、第97条、第99条、第99条の2及び第104条の規定により計算した額に加算定期旅客運賃を加えた額とする。ただし、第99条の3第3号に掲げる区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間を連続して乗車する場合は、同条第2号及び第4号の加算定期旅客運賃は適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、第38条第1項第2号に定める児童に対する通学定期旅客運賃は、第104条第1号ハに定める額に第99条の3第6号に定める中学生等加算通学定期旅客運賃を加えた額を折半し、は数整理した額とする。

第100条 削除

第101条 削除

(は数となる日数を附加して一括発売する場合の定期旅客運賃)

第102条 第37条の2第2項の規定により発売する定期乗車券のは数となる日数に対する定期旅客運賃は、別に定める。

(中学校、高等学校生徒等に対する割引定期旅客運賃)

第103条 第38条の規定により割引の定期乗車券を発売する場合は、第104条に規定する場合を除き、次の各号に定めるところによって定期旅客運賃の割引を行う。

(1) 第38条第1項第1号及び第2号に定める生徒等に対しては、通学定期旅客運賃について

3割引

(2) 第38条第1項第3号から第5号までに定める生徒等に対しては、通学定期旅客運賃について

1割引

(北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の中学校、高等学校生徒等に対する割引定期旅客運賃)

第104条 前条第1号及び第2号の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の割引の定期旅客運賃は、次の額とする。

(1) 第38条第1項第1号に定める生徒に対する通学定期旅客運賃

イ 北海道旅客鉄道会社線

- (イ) 幹線内相互発着となる場合
別表第2号ニの4に定める額
- (ロ) 地方交通線内相互発着となる場合
別表第2号ホの4に定める額
- (ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合
 - a 発着区間の営業キロが10キロメートルまでの場合
営業キロにより前(ロ) (別表第2号ホの4) に定める定期旅客運賃を適用した額
 - b 発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合
運賃計算キロにより前(イ) (別表第2号ニの4) に定める定期旅客運賃を適用した額
- ロ 四国旅客鉄道会社線
 - (イ) 幹線内相互発着となる場合
別表第2号ニの12に定める額
 - (ロ) 地方交通線内相互発着となる場合
発着区間の擬制キロにより前(イ) (別表第2号ニの12) に定める定期旅客運賃を適用した額
 - (ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合
発着区間の運賃計算キロにより前(イ) (別表第2号ニの12) に定める定期旅客運賃を適用した額
- ハ 九州旅客鉄道会社線
 - (イ) 幹線内相互発着となる場合
別表第2号ニの24に定める額
 - (ロ) 地方交通線内相互発着となる場合
発着区間の擬制キロにより前(イ) (別表第2号ニの24) に定める定期旅客運賃を適用した額
ただし、別表第2号ニの25に定める擬制キロ及び営業キロの区間の通学定期旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。
 - (ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合
発着区間の運賃計算キロにより前(イ) (別表第2号ニの24) に定める定期旅客運賃を適用した額
ただし、別表第2号ニの26に定める運賃計算キロ及び営業キロの区間の通学定期旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。
- (2) 第38条第1項第2号に定める児童に対する通学定期旅客運賃
 - イ 北海道旅客鉄道会社線
 - (イ) 幹線内相互発着となる場合
別表第2号ニの5に定める額
 - (ロ) 地方交通線内相互発着となる場合
別表第2号ホの5に定める額
 - (ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合
 - a 発着区間の営業キロが10キロメートルまでの場合

営業キロにより前(ロ) (別表第2号ホの5) に定める定期旅客運賃を適用した額

b 発着区間が10キロメートルを超える場合

運賃計算キロにより前(イ) (別表第2号ニの5) に定める定期旅客運賃を適用した額

ロ 四国旅客鉄道会社線

(イ) 幹線内相互発着となる場合

前号ロの(イ)の額を折半し、は数整理した額とする。

(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合

発着区間の擬制キロにより前(イ)に定める定期旅客運賃を適用した額

(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

発着区間の運賃計算キロにより前(イ)に定める定期旅客運賃を適用した額

ハ 九州旅客鉄道会社線

(イ) 幹線内相互発着となる場合

前号ハの(イ)の額を折半し、は数整理した額とする。

(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合

発着区間の擬制キロにより前(イ)に定める定期旅客運賃を適用した額

(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

発着区間の運賃計算キロにより前(イ)に定める定期旅客運賃を適用した額

(3) 第38条第1項第3号から第5号までに定める生徒等に対する通学定期旅客運賃

イ 北海道旅客鉄道会社線

(イ) 幹線内相互発着となる場合

別表第2号ニの3に定める額

(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合

別表第2号ホの3に定める額

(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

a 発着区間の営業キロが10キロメートルまでの場合

営業キロにより前(ロ) (別表第2号ホの3) に定める定期旅客運賃を適用した額

b 発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合

運賃計算キロにより前(イ) (別表第2号ニの3) に定める定期旅客運賃を適用した額

ロ 四国旅客鉄道会社線

(イ) 幹線内相互発着となる場合

別表第2号ニの9に定める額

(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合

発着区間の擬制キロにより前(イ) (別表第2号ニの9) に定める定期旅客運賃を適用した額

(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

発着区間の運賃計算キロにより前(イ) (別表第2号ニの9) に定める定期旅客運賃を適用した額

ハ 九州旅客鉄道会社線

(イ) 幹線内相互発着となる場合

別表第2号ニの21に定める額

(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合

発着区間の擬制キロにより前(イ)（別表第2号ニの21）に定める定期旅客運賃を適用した額

ただし、別表第2号ニの22に定める擬制キロ及び営業キロの区間の通学定期旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

発着区間の運賃計算キロにより前(イ)（別表第2号ニの21）に定める定期旅客運賃を適用した額

ただし、別表第2号ニの23に定める運賃計算キロ及び営業キロの区間の通学定期旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

第105条 削除

第4節 普通回数旅客運賃

（普通回数旅客運賃）

第106条 普通回数旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 大人の普通回数旅客運賃は、その区間の大人普通旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額）を10倍した額とする。
- (2) 小児の普通回数旅客運賃は、その区間の小児普通旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額）を10倍した額とする。

（通学用割引普通回数旅客運賃）

第107条 第39条第1項及び第2項の規定により通学用割引普通回数乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところによつて普通回数旅客運賃の割引を行う。

- (1) 第39条第1項第1号に規定する学生に対しては、大人普通回数旅客運賃について 2割引
- (2) 第39条第1項第2号に規定する生徒に対しては、大人普通回数旅客運賃について 5割引

第108条 削除

第109条 削除

第110条 削除

第5節 団体旅客運賃

（団体旅客運賃）

第111条 第43条及び第44条の規定によつて団体乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところにより普通旅客運賃の割引を行う。

- (1) 割引率は、次のとおりとする。

イ 学生団体

		割引率	
学 生 児 幼	生 徒 童 児	大 人	5割
		小 児	3割
教 職 員 付 添 人 旅 行 業 者		3割	

- ロ 訪日観光団体
1割5分
- ハ 普通団体

	取扱期別	割引率
専用臨時列車を利用する団体	第1期	5分
	第2期	1割
その他の団体	第1期	1割
	第2期	1割5分

(2) 前号に規定する取扱期別の第1期と第2期の区分は、次のとおりとし、当該団体の行程中の列車の乗車駅における乗車日のいずれかが第2期に該当する場合は、第2期の割引率を全行程に対して適用し、その他の行程の場合は、第1期の割引率を全行程に対して適用する。

第1期	1月1日から同月10日まで 3月1日から5月31日まで 7月1日から8月31日まで 10月1日から同月31日まで 12月21日から同月31日まで
第2期	第1期以外の日

2 前項の規定によるほか、訪日観光団体及び普通団体に対しては、団体旅客が31人以上（訪日観光団体にあつては、15人以上）50人までのときはうち1人、51人以上のときは50人までごとに1人を加えた人員を無賃扱人員として旅客運賃を収受しない。

(団体旅客運賃の計算方)

第112条 団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。

- (1) 大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当り大人普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を、は数整理し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
- (2) 小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当り小児普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を、は数整理し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
- (3) 大人と小児とが混乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児各別に、前各号の規定によつて算出した額を合計したものとする。

2 前項第1号の場合において、その構成人員中に割引率を異にするものがあるときは、その割引率を異にする人員ごとに同号の規定を適用する。

3 第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合は、その合算額により計算する。

第113条 削除

第114条 削除

(実際乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃・料金)

第115条 第48条第2項の規定による条件をもつて運送の引受をした団体旅客の実際乗車人員(無賃扱人員を含む。)が責任人員に満たない場合は、実際乗車人員と責任人員に対する不足人員(大人・小児別に責任人員がつけられている団体については、大人・小児別の不足人員)とによつて団体が構成されているものとして、団体旅客運賃・料金を収受する。

2 前項の場合、次の各号の人員を、大人1人を小児2人に、また、小児1人を大人0.5人にそれぞれ換算(換算人員の合計に1人未満のは数が生じた場合は、そのは数を切り捨てる。)して、不足人員から差し引いて計算する。

- (1) 大人及び小児に責任人員がつけられている団体について、大人又は小児の一方の人員が責任人員より減少し、他の一方が責任人員より超過したときは、その超過人員
- (2) 旅客車専用扱の団体及び大人だけに責任人員がつけられている団体について、大人が責任人員より減少し、小児が加わつたときは、新たに加わつた小児の人員

第116条 削除

(団体旅客運賃を計算する場合の営業キロ又は運賃計算キロの通算)

第117条 団体旅客運賃を計算する場合の営業キロ又は運賃計算キロの通算は、第68条の規定による外、次のとおりとする。

- (1) 旅客が、第51条の規定により不乗区間の旅客運賃を支払うときは、前後の区間及びその不乗区間の営業キロ又は運賃計算キロを通算する。
- (2) 途中において、貸切区間が介在する場合は、その前後の区間の営業キロ又は運賃計算キロを通算する。

2 普通乗車券について途中下車を禁止している区間内において途中下車をする団体旅客に対しては、当該下車駅をもつて前後の営業キロ又は運賃計算キロを打ち切つて団体旅客運賃を計算する。

第118条 削除

第6節 貸切旅客運賃

(貸切旅客運賃)

第119条 第52条の規定によつて貸切乗車券を発売する場合は、次の各号に掲げる人員に相当する大人普通旅客運賃を収受する。

- (1) 特別車両(合造車を除く。)
1両につき 44人
- (2) 特別車両以外の座席車(合造車を除く。)
1両につき 80人
- (3) 寝台車(合造車を除く。)

イ A寝台の設備がある寝台車

1両につき、26人。ただし、寝台を使用しないで全区間を座席車として使用する場合は、こ

の5割増とする。

ロ B寝台の設備がある寝台車

1両につき、54人。ただし、寝台を使用しないで全区間を座席車として使用する場合は、72人とする。

(4) 合造車

各車室について、前各号の旅客運賃收受定員の1/2。ただし、その車室区分が3区分になっているときは、1/3に相当する人員（1人未満の数は、1人に切り上げる。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、固定編成車両を貸切とする場合は、その設備定員（寝台車を貸切とする場合で、寝台を使用しないときは、寝台設備定員の5割増しに相当する人員）に相当する大人普通旅客運賃を收受する。

3 第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ收受する場合は、その合算額により計算する。

第120条 削除

第121条 削除

（貸切旅客運賃の最低額）

第122条 第119条の規定による場合の貸切旅客運賃の最低額は、その全貸切区間の旅客運賃が50キロメートル相当分の旅客運賃に満たないときであつても、同条の規定によつて計算した50キロメートル相当分の旅客運賃とする。

（貸切旅客の運賃收受定員超過の場合の旅客運賃）

第123条 貸切旅客の実際乗車人員が、旅客運賃收受定員を超過する場合は、その超過人員に対して大人普通旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ收受する場合はその合算額）を收受する。この場合、大人普通旅客運賃の最低額については、前条の規定を準用する。

（貸切旅客運賃を計算する場合の営業キロ又は運賃計算キロの通算）

第124条 第117条の規定は、貸切旅客運賃の計算をする場合に準用する。

2 前項の場合、旅客車が異なっている場合であつても、車種及び旅客運賃收受定員が同一のときは、これらの営業キロ又は運賃計算キロを通算する。

第7節 急行料金

（大人急行料金）

第125条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別急行料金

イ 新幹線

(イ) 指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、1人当りの料金とする。）

a b、c、d、e、f、g、h、i及びj以外の指定席特急料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

別表第2号ツ、ナ、ラ、ム、ウ、ノ及びオに定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

(b) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(a)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

b のぞみ号等（東京・博多間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

別表第2号ネに定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

(b) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(a)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

c はやぶさ号等（東京・新青森間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

別表第2号ナの2に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

(b) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(a)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

d 第57条第7項の規定により東京・博多間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(a) のぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合

aの規定により計算した額とする。

(b) のぞみ号等を乗り継いで乗車する場合

bの規定により計算した額とする。

(c) のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合

① ②以外の指定席特急料金

全区間に対する別表第2号ツに定める額と、のぞみ号等の指定席を使用する区間

に対する別表第2号ネに定める額から同区間に対する別表第2号ツに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、のぞみ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであつて、最初にのぞみ号等の指定席を使用する区間から最後のにのぞみ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をのぞみ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、のぞみ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に400円をそれぞれ加算した額とする。

② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金
①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

e 第57条第7項の規定により博多・鹿児島中央間の新幹線の2個以上の特別急行列車に
乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

aの規定により計算した額とする。

f 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車
する場合に発売する指定席特急券（第57条第7項の規定により発売するものを含む。）に
適用する指定席特急料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

東京・博多間の乗車区間に対してa、b又はdの規定により計算した額と博多・鹿児島
中央間の乗車区間に対してa又はeの規定により計算した額とを合計した額とする。

(b) 第57条の3第5項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

① ②以外の指定席特急料金

新大阪・博多間の乗車区間に対してa、b又はdの規定により計算した額と博多・
鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第2号ウに定める額から530円を低減した額
とを合計した額とする。この場合、aの(a)、bの(a)又はdの(c)の①のただし書の規
定による低減又は加算及びaの(b)、bの(b)又はdの(c)の②の規定による低減
は、指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間に対する額に
対して行うものとする。

② 次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。こ
の場合、第1項第1号イの(i)のaの(a)、bの(a)又はdの(c)の①のただし書の規
定による低減又は加算及びaの(b)、bの(b)又はdの(c)の②の規定による低減は、
指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間に対する額に対し
て行うものとする。

(①) 新大阪・新下関間の新幹線停車駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間の指
定席特急料金

新大阪・博多間の乗車区間に対して第1項第1号イの(i)のa、b又はdの
規定により計算した額と博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対する別表第
2号ウに定める額から1,050円を低減した額とを合計した額とする。

(②) 小倉駅と筑後船小屋・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間の指定席特急料金

小倉・博多間に対して第1項第1号イの(イ)のa又はbの規定により計算した額から770円を低減した額と、博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第2号ウに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。

(③) 小倉駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間の指定席特急料金

小倉・博多間に対して第1項第1号イの(イ)のa又はbの規定により計算した額から770円を低減した額と、博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対する別表第2号ウに定める額から1,050円を低減した額とを合計した額とする。

g 第57条第2項第1号及び第8項の規定により東京・新青森間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(a) はやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合

aの規定により計算した額とする。

(b) はやぶさ号等を乗り継いで乗車する場合

cの規定により計算した額とする。

(c) はやぶさ号等とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合

① ②以外の指定席特急料金

全区間に対する別表第2号ナに定める額と、はやぶさ号等の指定席を使用する区間に対する別表第2号ナの2に定める額から同区間に対する別表第2号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、はやぶさ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであつて、最初にはやぶさ号等の指定席を使用する区間から最後にはやぶさ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に400円をそれぞれ加算した額とする。

② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

h 第57条第2項第1号及び第8項の規定により新青森・新函館北斗間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

aの規定により計算した額とする。

i 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間に乗車する場合に発売する指定席特急券（第57条第2項第1号及び第8項の規定により発売するものを含む。）に適用する指定席特急料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

東京・新青森間の乗車区間に対してa、c又はgの規定により計算した額と新青

森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第2号ノに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。この場合、aの(a)、cの(a)又はgの(c)の①のただし書の規定による低減又は加算及びaの(b)、cの(b)又はgの(c)の②の規定による低減は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。

(b) 次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。この場合、第1項第1号イの(i)のaの(a)、cの(a)又はgの(c)の①のただし書の規定による低減又は加算及びaの(b)、cの(b)又はgの(c)の②の規定による低減は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。

① 東京・八戸間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ駅との相互間の指定席特急料金
東京・新青森間の乗車区間に対して第1項第1号イの(i)のa、c又はgの規定により計算した額と新青森・奥津軽いまべつ間に対する別表第2号ノに定める額から1,230円を低減した額とを合計した額とする。

② 七戸十和田・木古内間及び七戸十和田・新函館北斗間の指定席特急料金
七戸十和田・新青森間に対して第1項第1号イの(i)のa又はcの規定により計算した額から990円を低減した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第2号ノに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。

③ 七戸十和田駅と奥津軽いまべつ駅との相互間の指定席特急料金
七戸十和田・新青森間に対して第1項第1号イの(i)のa又はcの規定により計算した額から990円を低減した額と、新青森・奥津軽いまべつ間に対する別表第2号ノに定める額から1,230円を低減した額とを合計した額とする。

j 第57条の3第4項の規定により、東京・福島間又は東京・盛岡間の新幹線の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券（第57条第2項第1号及び同条第8項の規定により発売するものを含む。）に適用する指定席特急料金

a、c又はgの規定により計算した額とする。

(p) 立席特急料金

a b、c、d、e、f及びg以外の立席特急料金

別表第2号ツ、ネ、ナ、ナの2、ラ、ム、ウ、ノ及びオに定める料金から530円を低減した額とする。

b 第57条第7項の規定により東京・博多間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する立席特急券に適用する立席特急料金

(a) のぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合又はのぞみ号等を乗り継いで乗車する場合

aの規定により計算した額とする。

(b) のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合

全区間に対する別表第2号ツに定める額と、のぞみ号等に立席扱いで乗車する区間に対する別表第2号ネに定める額から同区間に対する別表第2号ツに定める額を

差し引いた額とを合計した額から530円を低減した額とする。この場合、のぞみ号等に立席扱いで乗車する区間が複数となるときであつて、最初のにぞみ号等に立席扱いで乗車する区間から最後のにぞみ号等に立席扱いで乗車する区間までの間を通じた区間をのぞみ号等に立席扱いで乗車する区間とみなして計算した額が、のぞみ号等に立席扱いで乗車する区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。

- c 第57条第7項の規定により博多・鹿児島中央間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する立席特急券に適用する立席特急料金

aの規定により計算した額とする。

- d 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間に乗車する場合に発売する立席特急券（第57条第7項の規定により発売するものを含む。）に適用する立席特急料金

東京・博多間の乗車区間に対してa又はbの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対してa又はcの規定により計算した額とを合計した額とする。

- e 第57条第2項第1号及び第8項の規定により東京・新青森間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する立席特急券に適用する立席特急料金

- (a) はやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合又ははやぶさ号等を乗り継いで乗車する場合

aの規定により計算した額とする。

- (b) はやぶさ号等とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合

全区間に対する別表第2号ナに定める額と、はやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間に対する別表第2号ナの2に定める額から同区間に対する別表第2号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額から530円を低減した額とする。この場合、はやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間が複数となるときであつて、最初にはやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間から最後にはやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。

- f 第57条第2項第1号及び第8項の規定により新青森・新函館北斗間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する立席特急券に適用する立席特急料金
aの規定により計算した額とする。

- g 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間に乗車する場合に発売する立席特急券（第57条第2項第1号及び第8項の規定により発売するものを含む。）に適用する立席特急料金

東京・新青森間の乗車区間に対してa又はeの規定により計算した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対してa又はfの規定により計算した額とを合計した額とする。

- (ハ) 自由席特急料金

- a b、c及びd以外の自由席特急料金

別表第2号ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、ノ及びオに定める料金から530円を低減した額とする。

b 第57条第7項の規定により東京・博多間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する自由席特急券に適用する自由席特急料金

(a) のぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合又はのぞみ号等を乗り継いで乗車する場合

aの規定により計算した額とする。

(b) のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合

全区間に対する別表第2号ツに定める額と、のぞみ号等の自由席を使用する区間に対する別表第2号ネに定める額から同区間に対する別表第2号ツに定める額を差し引いた額とを合計した額から530円を低減した額とする。この場合、のぞみ号等の自由席を使用する区間が複数となるときであつて、最初にのぞみ号等の自由席を使用する区間から最後にのぞみ号等の自由席を使用する区間までの間を通じた区間をのぞみ号等の自由席使用区間とみなして計算した額が、のぞみ号等の自由席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。

c 第57条第7項の規定により博多・鹿児島中央間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する自由席特急券に適用する自由席特急料金

aの規定により計算した額とする。

d 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する自由席特急券（第57条第7項の規定により発売するものを含む。）に適用する自由席特急料金

東京・博多間の乗車区間に対してa又はbの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対してa又はcの規定により計算した額とを合計した額とする。

(二) 特定特急料金

a 第57条第1項第1号ニの(イ)のaに定める区間に対する特定特急料金

(a) 当該区間の営業キロが50キロメートル以下の場合

880円とする。ただし、東京・大宮間にあつては、1,090円とし、北海道旅客鉄道会社線内にあつては、1,330円とし、東海旅客鉄道会社線内、西日本旅客鉄道会社線内（北陸新幹線を除く。）及び九州旅客鉄道会社線内にあつては、870円とする。

(b) 当該区間の営業キロが50キロメートルを超える場合

1,000円とする。ただし、北海道旅客鉄道会社線内にあつては、1,520円とし、東海旅客鉄道会社線内及び西日本旅客鉄道会社線内にあつては、990円とする。

b 第57条第1項第1号ニの(イ)のbに定める区間に対する特定特急料金

東京・博多間の乗車区間に対する別表第2号ツに定める額から530円を低減した額と博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対してaの規定により計算した額とを合計した額とする。

c 第57条第1項第1号ニの(イ)のcに定める区間に対する特定特急料金

小倉・博多間に対してaの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第2号ウに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。

- d 第57条第1項第1号ニの(イ)のdに定める区間に対する特定特急料金
小倉・博多間に対してaの規定により計算した額と博多・新鳥栖間又は博多・久留米間
に対してaの規定により計算した額とを合計した額とする。
- e 第57条第1項第1号ニの(イ)のeに定める区間に対する特定特急料金
(ハ)に定める額から、東京・博多間ののぞみ号等の自由席に乗車する区間に対する別表第
2号ネに定める額と同区間に対する別表第2号ツに定める額との差額を差し引いた額とす
る。
- f 第57条第1項第1号ニの(イ)のfに定める区間に対する特定特急料金
東京・新青森間の乗車区間に対する別表第2号ナ又はナの2に定める額から530円を低減
した額と新青森・奥津軽いまべつ間に対してaの規定により計算した額とを合計した額と
する。
- g 第57条第1項第1号ニの(イ)のgに定める区間に対する特定特急料金
七戸十和田・新青森間に対してaの規定により計算した額と新青森・新函館北斗間の乗
車区間に対する別表第2号ノに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。
- h 第57条第1項第1号ニの(イ)のhに定める区間に対する特定特急料金
七戸十和田・新青森間に対してaの規定により計算した額と新青森・奥津軽いまべつ間
に対してaの規定により計算した額とを合計した額とする。
- i 第57条第1項第1号ニの(イ)のiに定める区間に対する特定特急料金
(ロ)のa又は(ロ)のgに定める額とする。
- j 第57条第1項第1号ニの(イ)のjに定める区間に対する特定特急料金（第57条の3第4
項の規定により発売するものを含む。）
(a) 座席の使用を条件としないで発売する場合
880円とする。
(b) 特別車両以外の車両の座席を指定して発売する場合
1,410円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつ
ては、1,210円とし、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、1,610
円とし、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,810円とする。
- ロ 新幹線以外の線区
(イ) (ロ)、(ハ)及び(ニ)以外の特別急行料金
a b、c、d、e、f、g、h及びi以外の特別急行料金
(a) 指定席特急料金
① ②及び③以外の指定席特急料金
(①) (②)及び(③)以外の指定席特急料金
次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売す
るものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同
項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同
条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円を
それぞれ加算した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	200キロ メートル まで	300キロ メートル まで	400キロ メートル まで	600キロ メートル まで	601キロ メートル 以上
料 金	円 1,290	円 1,730	円 2,390	円 2,730	円 2,950	円 3,170	円 3,490	円 3,830

(2) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(1)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

(3) (2)の規定にかかわらず、特別急行列車トランスイート四季島号、特別急行列車カシオペア号、特別急行列車TWILIGHT EXPRESS 瑞風号、特別急行列車伊予灘ものがたり号、特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号及び特別急行列車志国土佐時代の夜明けのものがたり号に対して適用する指定席特急料金

(1)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

② 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金

1人当りの料金は、①の(1)の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

③ 第57条第1項第1号イの(ホ)の規定により発売する区画に対して適用する指定席特急料金

1人当りの料金は、①の(1)の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の①の(1)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

(c) 特定特急料金

次表に定める料金とする。

営業キロ 地帯	150キロ メートル まで	200キロ メートル まで
料 金	円 1,560	円 1,800

b 第57条の3第2項第2号の規定により発売する指定席特急券に適用する特別急行料金

(a) 指定席特急料金

① ②以外の指定席特急料金

1,290円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、1,090円とする。また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、1,490円とし、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,690円とする。

- ② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金
①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

- (b) 立席特急料金及び自由席特急料金
760円とする。

- c 第57条の3第2項第3号の規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金
450円とする。

- d 第57条の3第2項第4号の規定により発売する特別急行券

- (a) 同号イの規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金は、次表に定める料金とする。

営業キロ 地帯	30キロ メートル まで	50キロ メートル まで
料 金	330円	660円

- (b) 同号ロの規定により発売する特別急行券

- ① 小田急電鉄株式会社線と直通運転する特別急行列車に乗車する場合に発売する特別急行券に対して適用する旅客鉄道会社線の指定席特急料金

860円とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、330円とする。

- ② ①以外の指定席特急料金

- (①) (②)以外の指定席特急料金

860円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、660円とし、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、1,060円とし、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,260円とする。

- (②) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(①)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

- ③ 立席特急料金及び自由席特急料金

330円とする。

- (c) 同号ハの規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金は、990円とする。

- e 第57条の3第2項第5号の規定により発売する指定席特急券及び自由席特急券に対する特急料金は、130円とする。

- f 第57条の3第2項第6号の規定により発売する指定席特急券及び自由席特急券に対する特急料金は、100円とする。

g 第57条の3第2項第7号の規定により発売する特別急行券

(a) 指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	25キロ メートル まで	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで
料 金	850円	1,160円	1,680円	2,360円

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

h 第57条の3第2項第8号に定める列車群に含まれる特別急行列車に対して適用する特別急行料金

(a) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であつて、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては同表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	200キロ メートル まで	300キロ メートル まで	400キロ メートル まで
料 金	760円	1,020円	1,580円	2,240円	2,550円	2,900円

(b) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であつて、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	200キロ メートル まで	300キロ メートル まで	400キロ メートル まで
料 金	1,020円	1,280円	1,840円	2,500円	2,810円	3,160円

(c) 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であつて、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては同表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	200キロ メートル まで
料 金	760円	1,020円	1,580円	2,240円

(d) 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であつて、旅客が列車に乗車した後

に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては(c)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	200キロ メートル まで
料 金	1,020円	1,280円	1,840円	2,500円

(e) 東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合(ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。)であつて、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(c)に定める料金とする。

(f) 東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合(ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。)であつて、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(d)に定める料金とする。

(g) 特別急行列車成田エクスプレス号に乗車する場合の渋谷・千葉間に発売する指定席特急券に対する指定席特急料金

旅客が列車に乗車する前に発売するものにあつては、760円とし、旅客が列車に乗車した後に車内で発売するものにあつては、1,020円とする。また、第57条の3第3項の規定により発売する場合は、230円とする。

i 奥羽本線中福島・新庄間並びに田沢湖線及び奥羽本線中大曲・秋田間の停車駅相互間に発売する特別急行券

(a) 指定席特急料金

① ②以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。また、第57条の3第4項の規定により発売するものにあつては、次表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで
料 金	1,290円	1,660円	2,110円

② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金(第57条の3第4項の規定により発売するものを除く。)

①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

(b) 立席特急料金及び特定特急料金

(a)の①の表に定める料金から530円を低減した額とする。

(ロ) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で(ハ)及び(ニ)以外の特別急行料金

a 指定席特急料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

① ②以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	200キロ メートル まで	300キロ メートル まで	400キロ メートル まで	401キロ メートル 以上
料 金	円 1,190	円 1,530	円 1,970	円 2,290	円 2,510	円 2,730	円 3,070

② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

(b) 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金

1人当りの料金は、(a)の①の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

b 立席特急料金及び自由席特急料金

aの(a)の①の表に定める料金から530円を低減した額とする。

(ハ) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金

a b以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

① ②及び③以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	200キロ メートル まで	300キロ メートル まで	400キロ メートル まで	401キロ メートル 以上
料 金	円 1,050	円 1,480	円 1,890	円 2,290	円 2,510	円 2,730	円 3,070

② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

③ ②の規定にかかわらず、特別急行列車トランススイート四季島号及び特別急行列車カシオペア号に対して適用する指定席特急料金

①の表に定める料金から530円を低減した額とする。

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の①の表に定める料金から530円を低減した額とする。

b 東武鉄道株式会社線と直通運転する特別急行列車に乗車する場合に発売する特別急行券に対して適用する旅客鉄道会社線の特別急行料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める額から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで
料 金	円 1,050	円 1,480	円 1,890

(b) 渋谷・栗橋間及び東京・栗橋間の停車駅相互間の指定席特急料金

1,050円とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、520円とする。

(二) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金

次に定める料金とする。ただし、別表第1号の7に定める特別急行列車の指定席に乗車する場合の特別急行料金にあつては、a又はbに定める指定席特急料金に500円を加算した額とする。

a b以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

① ②及び③以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

営業キロ 地帯	25キロ メートル まで	50キロ メートル まで	75キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	200キロ メートル まで	300キロ メートル まで	301キロ メートル 以上
料金	円 1,030	円 1,280	円 1,530	円 1,730	円 2,330	円 2,730	円 2,930	円 3,130

② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

金

①の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。

- ③ ②の規定にかかわらず、特別急行列車 36 ぷらす 3 号の個室、特別急行列車ななつ星 in 九州号、特別急行列車或る列車号、特別急行列車かんぱち号及び特別急行列車いちろく号に対して適用する指定席特急料金

①の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。

- (b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の①の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。ただし、乗車区間が門司港又は行橋・博多間及び博多・佐賀間の停車駅相互間であつて、旅客が同区間の特別急行列車（かいおう号を除く）に乗車した後に発売するものにあつては、次表に定める料金とする。

営業キロ 地帯	25 キロ メートル まで	50 キロ メートル まで	75 キロ メートル まで	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで
料金	円 700	円 950	円 1,200	円 1,400	円 2,000

- b 次に掲げる特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。ただし、特別急行列車ななつ星 in 九州号、特別急行列車或る列車号、特別急行列車 36 ぷらす 3 号、特別急行列車かんぱち号及び特別急行列車いちろく号に乗車する場合の特別急行料金を除く。

- (a) 乗車区間が門司港若しくは下曾根・博多間、吉松若しくは霧島神宮・鹿児島中央間又は宮崎・南郷間の停車駅相互間 (25km 以内の区間及び(b)に定める区間を除く。) のとき

- ① 指定席特急料金

- (①) (②)以外の指定席特急料金

1,130 円とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、1,330 円とし、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、1,530 円とする。

- (②) 第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(①)の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。

- ② 立席特急料金及び自由席特急料金

600 円とする。ただし、乗車区間が門司港又は下曾根・博多間の停車駅相互間 (25 km 以内の区間を除く。) であつて、旅客が同区間の特別急行列車（かいおう号を除く）に乗車した後に発売するものにあつては、800 円とする。

- (b) 乗車区間が鹿児島本線中博多・吉塚間、篠栗線及び筑豊本線中桂川・直方間、国分・鹿児島中央間、霧島神宮・重富間又は吉松・隼人間の停車駅相互間のとき

- ① 指定席特急料金

- (①) (②)以外の指定席特急料金

1,030 円とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、1,230 円とし、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、1,430 円とする。

- (②) 第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(①)の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。

- ② 立席特急料金及び自由席特急料金

500 円とする。

ハ 第 57 条の 3 第 7 項の規定により発売する特別急行料金

次に定める料金とする。ただし、別表第 1 号の 7 に定める特別急行列車の指定席に乗車する場合の特別急行料金にあつては、(イ)に定める指定席特急料金に 500 円を加算した額とする。

(イ) 指定席特急料金

a b 以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円をそれぞれ加算した額とする。

在来線 新幹線	営業キロ地帯（武雄温泉から）					
	25 キロ メートル まで	50 キロ メートル まで	75 キロ メートル まで	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで	200 キロ メートル まで
嬉野温泉	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640
新大村	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640
諫早	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640
長崎	円 2,560	円 2,780	円 3,010	円 3,190	円 3,730	円 4,090

b 第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

a の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。

(ロ) 立席特急料金及び自由席特急料金

(イ)の a の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。

(ハ) 特定特急料金

嬉野温泉を発又は着とする特定特急料金は、(イ)の a の表に定める料金から 880 円を低減した額とする。

ニ 第 57 条の 3 第 8 項の規定により発売する特別急行料金

(イ) 指定席特急料金

a b 以外の指定席特急料金

別表第 2 号クに定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を低減した額とし、また、同条同項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円をそれぞれ加算した額とする。

b 第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

a の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。

(ロ) 立席特急料金及び自由席特急料金

別表第 2 号クに定める料金から 530 円を低減した額とする。

(2) 普通急行料金

イ ロ 以外の普通急行料金

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	200キロ メートル まで	201キロ メートル 以上
料 金	円 560	円 760	円 1,000	円 1,100	円 1,320

ロ 第57条の4の規定により発売する場合の普通急行料金

(イ) 同条第1号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、次表に定める料金とする。

営業キロ 地帯	25キロ メートル まで	50キロ メートル まで
料 金	円 320	円 520

(ロ) 同条第2号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、560円とする。

(ハ) 同条第3号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、次表に定める料金とする。

営業キロ 地帯	25キロ メートル まで	50キロ メートル まで
料 金	円 310	円 520

(ニ) 同条第4号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、520円とする。

(ホ) 同条第5号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、420円とする。

(ヘ) 同条第6号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、310円とする。

(ト) 同条第7号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、330円とする。

(チ) 同条第8号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、520円とする。

2 第57条第1項第1号イの(ニ)の規定により発売する未指定特急券の特別急行料金は、同条同項同号イの(イ)の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金と同額とする。

(急行列車と普通列車とが直通運転する場合の急行料金)

第126条 第57条第9項の規定により急行券を発売する場合の急行料金は、急行列車の乗車区間に対する急行料金とする。ただし、同条同項第1号に規定する特別急行列車海幸山幸号に乗車する場合に発売する特別急行券の特別急行料金は、田吉を通過となる場合であつても田吉を発又は着とみなした特別急行料金とする。

(自由席特急券に指定料金券を添付して発売する場合の指定料金)

第126条の2 第57条第11項の規定により、自由席特急券に指定料金券を添付して、指定席特急券として発売する場合の指定料金券は、当該区間の指定席特急料金から自由席特急料金を差し引いた額とする。

第126条の3 削除

(特殊発売する急行券に対する急行料金)

第126条の4 第57条の5第1項後段の規定により発売する遅延特約の急行券に対する割引率は、5割とする。

- 2 第57条の5第2項の規定により発売する編成変更特約の特別急行券に対する大人特別急行料金は、第125条第1項第1号ロに定める立席特急料金、自由席特急料金及び特定特急料金について5割を低減したものとする。
- 3 第57条の5第3項の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金は、旅客がのぞみ号等に乗車する全区間について指定席を使用するものとして計算した特別急行料金とする。
- 4 第57条の5第4項の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金は、旅客がはやぶさ号等に乗車する全区間について指定席を使用するものとして計算した特別急行料金とする。
- 5 第57条の5第5項の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金は、旅客が当該乗車の指定席の使用を開始した駅から前途の新幹線の特別急行列車に乗車する全区間について指定席を使用するものとして計算した特別急行料金とする。

(立席区間又は自由席区間と指定席区間とにまたがる場合の特別急行料金)

第127条 第57条第4項の規定によつて発売する特別急行券の特別急行料金は、全区間に対して指定席特急券を発売するものとみなした特別急行料金とする。

- 2 前項の規定によるほか、のぞみ号等に乗車する場合であつて、乗車区間の一部について座席を指定しないで発売する指定席特急券の特別急行料金は、全乗車区間に対するのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車の指定席を使用する場合の指定席特急料金と、東京・博多間ののぞみ号等の指定席を使用する区間に対するのぞみ号等の指定席特急料金から同区間に対するのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車の指定席特急料金を差し引いた額との合計額とする。この場合、のぞみ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであつて、最初のにぞみ号等の指定席を使用する区間から最後のにぞみ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をのぞみ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、のぞみ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。
- 3 第1項の規定によるほか、はやぶさ号等に乗車する場合（はやぶさ号等とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合を含む。）であつて、乗車区間の一部について座席を指定しないで発売する指定席特急券の特別急行料金は、全乗車区間に対するはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車の指定席を使用する場合の指定席特急料金と、はやぶさ号等の指定席を使用する区間に対するはやぶさ号等の指定席特急料金から同区間に対するはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車の指定席特急料金を差し引いた額との合計額とする。この場合、はやぶさ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであつて、最初にはやぶさ号等の指定席を使用する区間から最後にはやぶさ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。
- 4 第57条第7項の規定により発売する指定席特急券であつて、乗車区間の一部について座席を指定しないで発売する指定席特急券の特別急行料金は次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 第2号以外の特別急行料金
全区間に対して指定席特急券を発売するものとみなした特別急行料金とする。この場合、のぞ

み号等に乗車する場合にあつては、第2項の規定を準用する。

(2) 東京・京都間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間に発売する指定席特急券の特別急行料金

イ ロ及びハ以外の特別急行料金

第125条及び第1項、第2項又は前号の規定による、東京・博多間の乗車区間に対する指定席特急料金と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する指定席特急料金を合計した額とする。

ロ 東京・博多間の乗車区間の全区間が立席区間又は自由席区間となる場合に発売する指定席特急券の特別急行料金

第125条及び第1項又は前号の規定による、東京・博多間の乗車区間に対する立席特急料金又は自由席特急料金（特定特急券を発売する区間にあつては特定特急料金。以下、この項において同じ。）と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する指定席特急料金を合計した額とする。

ハ 博多・鹿児島中央間の乗車区間の全区間が立席区間又は自由席区間となる場合に発売する指定席特急券の特別急行料金

第125条及び第1項、第2項又は前号の規定による、東京・博多間の乗車区間に対する指定席特急料金と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する立席特急料金又は自由席特急料金を合計した額とする。

(団体旅客又は貸切旅客に対する急行料金)

第128条 団体旅客又は貸切旅客に対する急行料金は、その旅客運賃収受人員に相当する急行料金（貸切旅客の場合は、大人急行料金）とする。

第129条 削除

第8節 特別車両料金

(特別車両料金)

第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別車両料金(A)

イ ロ及びハ以外の特別車両料金(A)

(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(リ)以外の特別車両料金(A)

営業キロ 地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで	400キロ メートル まで	600キロ メートル まで	800キロ メートル まで	801キロ メートル 以上
料 金	円 1,300	円 2,800	円 4,190	円 5,400	円 6,600	円 7,790

(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・敦賀間の新幹線停車駅相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b、c、d及びe以外の特別車両料金(A)

営業キロ帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	300キロメートルまで	400キロメートルまで	500キロメートルまで	600キロメートルまで	700キロメートルまで	701キロメートル以上
料 金	円 1,300	円 2,800	円 4,190	円 4,190	円 5,400	円 5,400	円 5,600	円 6,600

b グラunkラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	300キロメートルまで	400キロメートルまで	500キロメートルまで	600キロメートルまで	700キロメートルまで	701キロメートル以上
料 金	円 8,300	円 9,800	円 11,190	円 11,190	円 12,400	円 12,400	円 12,600	円 13,600

c グラunkラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	300キロメートルまで	400キロメートルまで	500キロメートルまで	600キロメートルまで	700キロメートルまで	701キロメートル以上
料 金	円 4,450	円 5,950	円 7,340	円 7,340	円 8,550	円 8,550	円 8,750	円 9,750

d プレミアムグリーンに対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで
料 金	円 2,800	円 4,300

e E655系車両で運転する特別急行列車の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ帯	200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	800キロメートルまで	801キロメートル以上
料 金	円 2,800	円 4,190	円 5,400	円 6,600	円 7,790

(ハ) 東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・敦賀間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)

a b及びc以外の特別車両料金(A)

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。

営業キロ帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	300キロメートルまで
料 金	円 1,300	円 2,800	円 4,190

b グラunkラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。

営業キロ 地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで	300キロ メートル まで	400キロ メートル まで	500キロ メートル まで	600キロ メートル まで	700キロ メートル まで	701キロ メートル 以上
料 金	円 6,800	円 8,300	円 9,690	円 9,690	円 10,900	円 10,900	円 11,100	円 12,100

c グラントラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。

営業キロ 地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで	300キロ メートル まで	400キロ メートル まで	500キロ メートル まで	600キロ メートル まで	700キロ メートル まで	701キロ メートル 以上
料 金	円 3,400	円 4,900	円 6,290	円 6,290	円 7,500	円 7,500	円 7,700	円 8,700

(二) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b、c、d及びe以外の特別車両料金(A)

次表に定める料金とする。ただし、博多・直方間（篠栗線・筑豊本線経由）に運転する特別急行列車の停車駅相互間は500円とする。

営業キロ 地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで	201キロ メートル 以上
料 金	円 1,300	円 2,800	円 4,190

b 新幹線の特別急行列車に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ 地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで	201キロ メートル 以上
料 金	円 1,300	円 2,800	円 4,190

c DXグリーンに対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ 地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで	201キロ メートル 以上
料 金	円 2,080	円 4,760	円 6,150

d 特別急行列車或る列車号の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ 地帯	200キロ メートル まで	201キロ メートル 以上
料 金	円 2,800	円 4,190

e 特別急行列車36ふらす3号、特別急行列車かんぱち号及び特別急行列車いちろく号の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ 地帯	150キロ メートル まで	200キロ メートル まで	201キロ メートル 以上
料 金	円 3,300	円 4,300	円 5,300

(ホ) 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)

東京・博多間の乗車区間に対して(イ)に定める料金と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対して(ニ)のbに定める料金を合計した額とする。

(ハ) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b及びc以外の特別車両料金(A)

第1号イの(イ)に定める料金

b グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ 地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで
料 金	円 8,300	円 9,800

c グランクラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ 地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで
料 金	円 4,450	円 5,950

(ト) 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)

a b及びc以外の特別車両料金(A)

東京・新青森間の乗車区間に対して(ロ)のaに定める料金と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対して(イ)に定める料金を合計した額とする。

b グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)

東京・新青森間の乗車区間に対して(ハ)のbの表に定める料金と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対して次表に定める料金を合計した額とする。

営業キロ 地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで
料 金	円 6,800	円 8,300

c グランクラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)

東京・新青森間の乗車区間に対して(ハ)のcの表に定める料金と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対して次表に定める料金を合計した額とする。

営業キロ 地 帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで
料 金	円 3,400	円 4,900

(f) 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b以外の特別車両料金(A)

第1号イの(i)に定める料金

b 特別急行列車伊予灘ものがたり号、特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号及び特別急行列車志国土佐時代の夜明けのものがたり号に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ 地 帯	100キロ メートル まで
料 金	円 1,700

(g) スーペリアグリーン(2人用区画)に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ 地 帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで	400キロ メートル まで	600キロ メートル まで
2人で利用 する場合の 料 金	円 3,500	円 5,000	円 6,390	円 7,600
1人で利用 する場合の 料 金	円 7,000	円 10,000	円 12,780	円 15,200

(注) 1人当りの料金とする。

ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)

(イ) (ロ)及び(ニ)以外の4人個室に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ 地 帯	200キロ メートル まで	400キロ メートル まで	600キロ メートル まで	800キロ メートル まで	801キロ メートル 以上
料 金	円 3,090	円 4,600	円 5,900	円 7,290	円 8,590

(注) 1人当りの料金とする。

(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a E261系車両で運転する特別急行列車の個室

	設備定員 4人	設備定員 6人
1室当りの料金	円 11,200	円 16,800

b 100系「スペーシア」で運転する特別急行列車の個室

	設備定員4人
--	--------

1室当りの料金	円 3,150
---------	------------

(ハ) (ロ)の規定にかかわらず、特別急行列車トランススイート四季島号の個室に対して適用する特別車両料金(A)

a b以外の特別車両料金(A)

イの(イ)に定める額とする。

b 東日本旅客鉄道会社線内(ただし、蟹田・中小国間を除く。)の乗車区間に対する特別車両料金(A)

(a) スイート

	2人用個室
料 金	円 15,280

(注) 1人当りの料金とする。

(b) DXスイート(四季島スイート、デラックススイート)

	2人用個室
料 金	円 25,460

(注) 1人当りの料金とする。

(ニ) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b及びc以外の個室

次表に定める料金とする。ただし、博多・直方間(篠栗線・筑豊本線経由)に運転する特別急行列車の停車駅相互間は1,000円とする。

営業キロ 地 帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで	201キロ メートル 以上
1室当りの料金 (設備定員4人)	円 2,600	円 5,600	円 8,380

b 特別急行列車ななつ星in九州号の個室

(a) スイート

営業キロ 地 帯	200キロ メートル まで	400キロ メートル まで	600キロ メートル まで	601キロ メートル 以上
1室当りの料金 (設備定員2人)	円 104,760	円 106,850	円 108,950	円 111,050

(b) DXスイート

営業キロ 地 帯	200キロ メートル まで	400キロ メートル まで	600キロ メートル まで	601キロ メートル 以上
1室当りの料金 (設備定員3人)	円 125,720	円 127,810	円 129,900	円 132,000

c 特別急行列車36ぷらす3号の個室(2人用、4人用、6人用)並びに特別急行列車かんばち号及び特別急行列車いちろく号の個室(6人用)(1人当たりの料金とする)

営業キロ地帯	150キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上
料金	円 4,500	円 5,500	円 6,500

(ホ) 特別急行列車TWILIGHT EXPRESS瑞風号の個室に対して適用する特別車両料金(A) (1人当りの料金とする。)

a ロイヤルシングル

	1人用個室
料金	円 137,500

b ロイヤルツイン

	2人用個室
料金	円 91,670

c ザ・スイート

	2人用個室
料金	円 366,670

d aに規定する個室に対して1名を超えて利用する場合、その超える人員(最大1名)ごとに35,650円とする。

e cに規定する個室に対して2名を超えて利用する場合、その超える人員(最大2名)ごとに95,740円とする。

(ハ) 特別急行列車WEST EXPRESS 銀河号の個室に対して適用する特別車両料金(A) (1人当たりの料金とする。)

営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	800キロメートルまで	801キロメートル以上
料金	円 4,360	円 5,860	円 7,240	円 8,450	円 9,660	円 10,850

(ト) 特別急行列車伊予灘ものがたり号の個室に対して適用する特別車両料金(A)

	設備定員8人
1室当りの料金	円 33,600

ハ 第58条第12項の規定により発売する区画に対して適用する1人当りの特別車両料金(A)

(イ) (ロ)以外の特別車両料金(A)

イの(イ)に定める額とする。

(ロ) スーペリアグリーンに対して適用する特別車両料金(A)

イの(ロ)に定める額とする。

(2) 特別車両料金(B)

イ ロ、ハ、ニ、ヘ、ト、チ及びリ以外の特別車両料金(B)

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	151キロ メートル 以上
料 金	円 1,010	円 1,260	円 1,810	円 1,990

ロ 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	51キロ メートル 以上
料 金	円 780	円 1,000

ハ 東海道本線中東京・沼津間及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、横須賀線、伊東線、中央本線中東京・大月間、青梅線中立川・青梅間、東北本線中東京・宇都宮間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・高萩間、高崎線、上越線中高崎・新前橋間、両毛線中新前橋・前橋間、総武本線中東京・成東間、京葉線中東京・蘇我間、外房線中千葉・大原間、内房線中蘇我・君津間並びに成田線中佐倉・成田空港間相互発着となる場合の特別車両料金(B) (ただし、自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。)

(イ) (ロ)以外の特別車両料金(B)

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロメ ートルま で	101キロメ ートル以 上
料 金	円 1,010	円 1,260	円 1,810

(ロ) 東海道本線熱海・沼津間の各駅相互発着となる場合の特別車両料金(B)
750円とする。

ニ 「ひなび」車両及び「SATONO」車両で運転する列車並びに東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる、客車を連結して運転する列車に対して発売する特別車両料金(B)

営業キロ 地帯	150キロ メートル まで	151キロ メートル 以上
料 金	円 2,000	円 3,000

ホ 削除

ヘ 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)。ただし、東海道本線熱海・沼津間の各駅相互発着となる場合の特別車両料金(B) (自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。)を除く。

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	151キロ メートル 以上
料 金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

ト 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)。ただし、マリンライナー号及び「瀬戸大橋アンパンマントロッコ号」車両により運転する列車に対して適用する特別車

両料金(B)を除く。

(イ) (ロ)以外の特別車両料金(B)

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	151キロ メートル 以上
料 金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

(ロ) 「S Lやまぐち号」車両又は「D Lやまぐち号」車両で運転する列車に対して発売する特別車両料金(B)

2,500円とする。

チ 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)。ただし、マリンライナー号及び「瀬戸大橋アンパンマントロッコ号」車両により運転する列車に対して適用する特別車両料金(B)を除く。

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	151キロ メートル 以上
料 金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

リ 西日本旅客鉄道会社線と四国旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合の特別車両料金(B)。ただし、マリンライナー号及び「瀬戸大橋アンパンマントロッコ号」車両により運転する列車に対して適用する特別車両料金(B)を除く。

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	151キロ メートル 以上
料 金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

2 第58条第3項の規定により発売する特別車両券(A)に適用する特別車両料金(A)は、次の各号に定めるとおりとする。この場合、グランクラス使用区間が複数となるときであつて、最初のグランクラス使用区間から最後のグランクラス使用区間までの間を通じた区間をグランクラス(第1号ニ、第2号ニ、第3号ニ又は第4号ニに規定する場合にあつては、グランクラス(A))の使用区間とみなして計算した額が、グランクラス使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別車両料金(A)とする。

(1) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・敦賀間の新幹線停車駅相互発着となる場合

イ グランクラス(A)とグランクラス(B)とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)

全区間に対する前項第1号イの(ロ)のbに定める料金とする。

ロ グランクラス(A)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)

全区間に対する前項第1号イの(ロ)のaに定める料金と、グランクラス使用区間に対する前項第1号イの(ロ)のbに定める料金から同区間に対する前項第1号イの(ロ)のaに定める料金を差し引いた額とを合計した額とする。

- ハ グラunkラス(B)とグラunkラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)
- 全区間に対する前項第1号イの(ロ)のaに定める料金と、グラunkラス使用区間に対する前項第1号イの(ロ)のcに定める料金から同区間に対する前項第1号イの(ロ)のaに定める料金を差し引いた額とを合計した額とする。
- ニ グラunkラス(A)及びグラunkラス(B)とグラunkラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)
- 前ロの規定により計算した額とする。
- (2) 東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・敦賀間の新幹線停車駅との相互発着となる場合
- 東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間のそれぞれの区間に対する、前項第1号イの(ハ)のa、同(ハ)のb若しくはcの表に定める料金又は次に定める料金とを合計した額とする。
- イ グラunkラス(A)とグラunkラス(B)とを乗り継いで乗車する場合
- 前項第1号イの(ハ)のbの表に定める料金
- ロ グラunkラス(A)とグラunkラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合
- 前項第1号イの(ハ)のaの表に定める料金と、グラunkラス使用区間に対する前項第1号イの(ハ)のbの表に定める料金から同区間に対する前項第1号イの(ハ)のaの表に定める料金を差し引いた額とを合計した額
- ハ グラunkラス(B)とグラunkラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合
- 前項第1号イの(ハ)のaの表に定める料金と、グラunkラス使用区間に対する前項第1号イの(ハ)のcの表に定める料金から同区間に対する前項第1号イの(ハ)のaの表に定める料金を差し引いた額とを合計した額
- ニ グラunkラス(A)及びグラunkラス(B)とグラunkラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合
- 前ロの規定により計算した額
- ホ イ、ロ、ハ及びニの規定にかかわらず、東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間のいずれか一方に対して前項第1号イの(ハ)のaの表に定める料金を適用する場合の他方の乗車区間に対する額
- 前号の規定を適用して計算した額
- (3) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合
- イ グラunkラス(A)とグラunkラス(B)とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)
- 全区間に対する前項第1号イの(ハ)のbに定める料金とする。
- ロ グラunkラス(A)とグラunkラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)
- 全区間に対する前項第1号イの(ハ)のaに定める料金と、グラunkラス使用区間に対する前項第1号イの(ハ)のbに定める料金から同区間に対する前項第1号イの(ハ)のaに定める料金を差

し引いた額とを合計した額とする。

ハ グラunkラス(B)とグラunkラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)

全区間に対する前項第1号イの(ハ)のaに定める料金と、グラunkラス使用区間に対する前項第1号イの(ハ)のcに定める料金から同区間に対する前項第1号イの(ハ)のaに定める料金を差し引いた額とを合計した額とする。

ニ グラunkラス(A)及びグラunkラス(B)とグラunkラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)

前ロの規定により計算した額とする。

(4) 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互発着となる場合

東京・新青森間の乗車区間に対する前項第1号イの(ロ)のa、同(ハ)のb若しくはcの表に定める料金及び新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する前項第1号イの(イ)、同(ト)のb若しくはcの表に定める料金又は次に定める料金を合計した額とする。

イ グラunkラス(A)とグラunkラス(B)とを乗り継いで乗車する場合

前項第1号イの(ハ)のb又は同(ト)のbの表に定める料金

ロ グラunkラス(A)とグラunkラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合

前項第1号イの(イ)又は同(ロ)のaの表に定める料金と、グラunkラス使用区間に対する前項第1号イの(ハ)のb又は同(ト)のbの表に定める料金から同区間に対する前項第1号イの(イ)又は同(ロ)のaの表に定める料金を差し引いた額とを合計した額

ハ グラunkラス(B)とグラunkラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合

前項第1号イの(イ)又は同(ロ)のaの表に定める料金と、グラunkラス使用区間に対する前項第1号イの(ハ)のc又は同(ト)のcの表に定める料金から同区間に対する前項第1号イの(イ)又は同(ロ)のaの表に定める料金を差し引いた額とを合計した額

ニ グラunkラス(A)及びグラunkラス(B)とグラunkラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合

前ロの規定により計算した額

ホ イ、ロ、ハ及びニの規定にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間及び新青森・新函館北斗間の乗車区間のいずれか一方に対して前項第1号イの(イ)又は同(ロ)のaの表に定める料金を適用する場合の他方の乗車区間に対する額

第1号又は前号の規定を適用して計算した額

3 第58条第5項の規定により特別車両券(A)を発売する場合の特別車両料金は、急行列車の特別車両の乗車区間に対する特別車両料金(A)とする。

4 第58条第6項の規定により特別車両券(A)を発売する場合の特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 次号以外の場合

新幹線の区間の営業キロと新幹線以外の区間の営業キロを合算したものに対して第1項第1号

に定める料金を適用した額とする。

(2) グラントラスとグラントラス以外の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合
新幹線の区間の営業キロと新幹線以外の区間の営業キロを合算したものに対して第2項の規定
を準用して計算した額とする。

5 第58条第7項の規定により特別車両券(A)を発売する場合の特別車両料金は、次の各号に定め
るとおりとする。

(1) 東京・博多間の新幹線停車駅相互間又は博多・鹿児島中央間の新幹線停車駅相互間を乗車す
る場合

第1項第1号イの規定により計算した額とする。

(2) 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する
場合

第1項第1号イの規定により計算した、東京・博多間の乗車区間に対する特別車両料金と博
多・鹿児島中央間の乗車区間に対する特別車両料金を合計した額とする。

6 第58条第11項の規定により特別車両券(A)を発売する場合の特別車両料金は、新幹線の特別急行
列車の特別車両の乗車区間に対して第1項第1号イの(ロ)のa、b若しくはcの表に定める料金又
は第2項の規定により計算した料金と、新幹線以外の特別急行列車の特別車両の乗車区間に対して
第1項第1号イの(イ)の表に定める料金を合計した額とする。

第131条 削除

第132条 削除

(団体旅客又は貸切旅客に対する特別車両料金)

第133条 団体旅客又は貸切旅客に対する特別車両料金は、その旅客運賃収受人員に相当する額(貸切
旅客の場合は、特別車両料金)とする。

2 前項の規定によるほか、臨時列車を利用する団体旅客又は貸切旅客に対する特別車両料金の計算
方は、別に定めることがある。

第134条 削除

第135条 削除

第9節 寝台料金

(寝台料金、設備名称及び設備定員)

第136条 寝台料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) A寝台料金(1人当りの料金とする。)

1夜につき1個	$\left\{ \begin{array}{l} \text{個室} \\ \text{特別個室(R)} \\ \text{特別個室(S)} \end{array} \right.$	：(シングルデラックス、カシオペアツイン、カシオペアコンパート)	13,980円
		：(カシオペアデラックス)	18,000円
		：(カシオペアスイート)	26,710円

(2) B寝台料金(1人当りの料金とする。)

1夜につき1個	$\left\{ \begin{array}{l} \text{個室} \\ \text{個室(S I 及び S R T)} \\ \text{個室(S T)} \end{array} \right.$	：(ソロ)	6,600円
		：(シングル、サンライズツイン)	7,700円
		：(シングルツイン)	9,600円

(3) 寝台個室の補助寝台料金(1人当りの料金とする。)

イ 第1号に規定する個室及び特別個室(R)の補助寝台料金

1夜につき1個 9,990円

ロ 第1号に規定する特別個室(S)の補助寝台料金

1夜につき1個 13,980円

ハ 第2号に規定する個室(S T)の補助寝台料金

1夜につき1個 5,500円

(4) 寝台個室に設備された補助寝台を使用する場合の寝台料金は、第1号及び第2号に定める寝台料金と前号に定める補助寝台料金を合計した額とする。

2 寝台個室の名称、設備定員については、次のとおりとする。ただし、カシオペアコンパートの発売方については、別に定めるところによる。

(1) A寝台個室

	設備定員	補助寝台使用時の設備定員
シングルデラックス	1	2
カシオペアコンパート	1	2
カシオペアツイン	2	3
カシオペアデラックス	2	3
カシオペアスイート	2	3

(2) B寝台個室

	設備定員	補助寝台使用時の設備定員
ソロ	1	—
シングル	1	—
サンライズツイン	2	—
シングルツイン	1	2

第137条 削除

(団体旅客又は貸切旅客に対する寝台料金)

第138条 団体旅客又は貸切旅客に対する寝台料金は、その旅客運賃収受人員に相当する額とする。

2 前項の規定により旅客車専用扱の団体旅客又は貸切旅客に対する寝台料金を収受する場合、その旅客運賃収受人員と寝台車の寝台設備定員(寝台車室の合造車を全車使用するものにあつては、各車室の合計寝台設備定員。以下この項において同じ。)とに差異があるときは、次の各号によつて寝台料金を収受する。

- (1) 旅客運賃収受人員が寝台設備定員に満たないときは、当該寝台車の寝台設備のうち、寝台料金の高額な寝台設備からこれに充当するものとして寝台料金を計算する。
- (2) 旅客運賃収受人員が寝台設備定員を超えるときは、その超過人員に対する寝台料金は、当該寝台車の寝台設備のうち寝台料金の最も低額なものによって計算する。

第10節 コンパートメント料金

(コンパートメント料金)

第139条 コンパートメント料金は、旅客1人につき530円とする。

第11節 座席指定料金

(大人座席指定料金)

第139条の2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 第2号から第6号まで以外の大人座席指定料金
530円とする。ただし、旅客の乗車する日が、第57条の3第1項第1号に掲げる期間内の日であるときは、330円とする。
- (2) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金
 - イ ロ以外の大人座席指定料金
1,000円とする。
 - ロ 「SL冬の湿原号」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金
1,680円とする。
- (3) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金
 - イ ロ以外の大人座席指定料金
第1号に定める額とする。
 - ロ 「HIGH RAIL 1375」車両、「海里」車両、「B. B. BASE」車両、「びゅうコースター風つこ」車両、「フルーティアふくしま」車両、「POKÉMON with YOU トレイン」車両、「リゾートしらかみ」車両、「越乃Shu*Kura」車両、「おいこつと」車両、「リゾートビューふるさと」車両、「ひなび」車両及び「SATONO」車両により運転する列車並びに客車を連結して運転する列車に対して発売する大人座席指定料金
840円とする。
- (4) 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金
 - イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金
第1号に定める額とする。ただし、マリンライナー号に対して発売する大人座席指定料金を除く。
 - ロ Aシート車両を連結して運転する列車に対して発売する大人座席指定料金
840円とする。
 - ハ 「SLやまぐち号」車両又は「DLやまぐち号」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金
1,680円とする。
- (5) マリンライナー号に対して発売する大人座席指定料金

840円とする。

(6) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金

イ ロ以外の大人座席指定料金

第1号に定める額とする。

ロ 客車列車により運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

1,680円とする。

第139条の3 削除

第139条の4 削除

(団体旅客に対する座席指定料金)

第139条の5 団体旅客に対する座席指定料金は、その旅客運賃収受人員に相当する額とする。

第12節 特殊料金

(鉄道駅バリアフリー料金)

第140条 次の各号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合は、鉄道駅バリアフリー料金を収受する。

- (1) 第78条第2項に定める電車特定区間及び第80条の規定を適用する区間(同条第1項第1号から第10号まで及び同条第2項の区間にかかるものに限る。)
- (2) 東海道本線(新幹線)中東京・品川間及び名古屋・岐阜羽島間、東海道本線中豊橋・大垣間、武豊線、中央本線中多治見・名古屋間並びに関西本線中名古屋・四日市間

2 前項の規定により収受する鉄道駅バリアフリー料金は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 大人普通旅客運賃とあわせ収受する額
片道乗車あたり10円
- (2) 定期旅客運賃(通学定期旅客運賃を除く。)とあわせ収受する額
1 箇月 300円
3 箇月 900円
6 箇月 1,800円

(乗車整理料金)

第140条の2 当社において特に必要と認める場合は、乗車整理料金を収受して列車の始発駅等における座席確保の取扱いをする。

- 2 前項の規定による乗車整理料金は、旅客1人につき330円とし、九州旅客鉄道会社線内相互発着となる区間の場合は320円とする。ただし、別に定める場合は、特定の額とすることがある。
- 3 前項の規定にかかわらず、団体旅客に対する乗車整理料金は、1人につき100円とし、第111条第2項の規定による無賃扱人員については収受しない。この場合、乗車整理料金は、団体乗車券によってあわせて収受することがある。

4 前各項の規定による取扱列車、取扱駅等については、別に定める。

(食堂車の貸切料金)

第141条 当社において運輸上支障がないと認めた場合は、団体旅客又は貸切旅客の申出により食堂車（ビュフェ式を含む。以下同じ。）を急行列車又は当社において特に認めた列車に連結し、次の各号の食堂車貸切料金を収受して貸切の取扱いをする。

- | | | |
|-----------|--------------|------|
| (1) 全車のもの | 1両1キロメートルにつき | 160円 |
| (2) 半車のもの | 同 | 70円 |

2 食堂車の貸切料金は、食堂車の連結区間について、当該団体旅客又は貸切旅客の旅客運賃計算に使用した営業キロによって計算する。

3 食堂車の貸切料金の最低額は、50キロメートルに相当する額とする。

4 食堂車の貸切料金は、団体乗車券又は貸切乗車券によつて、あわせ収受する。

(専用線料金)

第142条 専用線（特定旅客の専用する側線をいう。以下同じ。）に旅客車専用扱の団体旅客の旅客車又は貸切車を連結した列車を運転する場合は、当該専用線の営業キロ（往復の場合は、打ち切つて各別とする。）に対する貸切旅客運賃に相当する額を専用線料金として収受する。この場合、専用線の営業キロが50キロメートル未満であつても貸切旅客運賃の最低額を適用しないで、実際の営業キロによる貸切旅客運賃に相当する額を専用線料金とする。

2 前項の規定による専用線料金は、団体乗車券又は貸切乗車券によつて、あわせ収受する。

(車両の留置料金)

第143条 旅客車専用扱の団体旅客又は旅客車の貸切旅客の申出によつて、その車両を指定して同一駅に滞留させる場合で、その滞留時間が6時間を超えるとき又は旅客の下車駅と異なる他駅に回送する場合で、下車駅の到着時刻から再び乗車する駅の出発時刻までに6時間を超えるときは、その超過時間について、次の各号の留置料金を収受する。

- | | | |
|------------------------|---------------|--------|
| (1) 機関車 | 1両につき2時間までごとに | 5,720円 |
| (2) 客車・電車・気動車・荷物車及び食堂車 | 同 | 1,980円 |

2 前項の規定による車両の留置料金を団体乗車券又は貸切乗車券の発売駅において収受する場合は、団体乗車券又は貸切乗車券によつて、あわせ収受する。

3 第1項の規定にかかわらず、機関車を留置して暖房を行う場合は、第144条の規定による機関車の暖房料金を収受する時間は、機関車の留置時間から差し引いて車両の留置料金を計算する。

(暖房料金)

第144条 当社において運輸上又は設備上支障がないと認めた場合は、旅客車専用扱の団体旅客又は旅客車の貸切旅客の申出によつて、その滞留中の車両に対して機関車・暖房車又は定置暖房設備により暖房を行う。この場合の暖房料金は、2時間までごとに、機関車による場合は、6,380円、暖房車又は定置暖房設備による場合は3,200円とする。

(旅客車専用扱又は貸切取消の場合の回送料)

第145条 旅客車専用扱の団体旅客又は貸切旅客に対して使用する旅客車その他の車両を他駅から回送した後、申込者の都合によつてその申込を取り消した場合は、その回送区間及び返送区間の全営業キロについて、次の各号に定める車両回送料金を収受する。この場合、回送区間と返送区間の営業キロは、打ち切つて各別に計算する。

- | | | |
|------------------------|--------------|------|
| (1) 機関車 | 1両1キロメートルにつき | 650円 |
| (2) 客車・電車・気動車・荷物車及び食堂車 | 同 | 240円 |

2 前項の規定による回送料は、保証金を収受したものにあつてはこれを収受しない。

(暖房用機関車の回送料)

第146条 第144条の規定により機関車又は暖房車によつて暖房するため、機関車をもよりの機関区等から回送し、若しくはもより機関区等へ返送するとき又は暖房車けん引用機関車を運転するときは、その回送区間・返送区間又は運転区間の全営業キロについて、1両1キロメートルにつき650円を収受する。この場合、回送区間・返送区間又は運転区間の営業キロは、打ち切つて計算する。